

金融機関の法的責任論の新展開

齋 藤 治

1. はじめに——目的、構成、要旨
2. 責任の種類と検討の対象
3. 米国における金融機関の法的責任論の新展開
4. わが国における新たな法的責任・義務の検討
5. 今後の金融機関の法的責任論の展開
6. おわりに

1. はじめに——目的、構成、要旨

最近、さまざまなかたちで企業の法的責任が問われている。金融機関¹⁾もその例外ではなく、とくに金融不祥事の発覚と相前後して、金融機関の法的責任に関するさまざまな法解釈論が展開されている。一方、米国においても融資者責任（lender liability）訴訟が多発するなど、近年、金融機関の法的責任が厳しく問われるに至っている。しかし、わが国における最近の法的責任をめぐる主張や議論を子細に検討してみると、根拠などの点であまり明確ではなく、法理の面でも一貫していないように思える場合が少なくない。

そこで本論文では、融資者責任訴訟を中心に米国における金融機関の法的責任をめぐる

議論等を整理したうえで、わが国における金融機関の法的責任・義務について判例を織り込みながら考察し、その根拠・範囲等について基本的な検討を行う。そして、個別の法的責任・義務の検討を通して、金融機関の法的責任・義務の分析の重要性と解釈のあり方等について基礎的な検討を加える。

まず2.で、本論文で取り上げる法的責任の範囲を限定したうえで、3.で、米国における最近の融資者責任訴訟とそれに関連する若干の立法につき検討を加える。そして4.では、わが国の金融機関の法的責任につき、一般法上の法的責任・義務と特別法上の法的責任・義務に分け、各種の法的責任・義務について個別具体的に検討する。最後に5.では、金融機関の法的責任・義務の正確な分析の重要性

本論文の作成に当たっては、磯村 保（神戸大学）、河本一郎（神戸学院大学）、神崎克郎（神戸大学）、神前 禎（金沢大学）、神作裕之（学習院大学）、神田秀樹（東京大学）、龍田 節（京都大学）、根岸 哲（神戸大学）、松本恒雄（一橋大学）、森本 滋（京都大学）、山田誠一（神戸大学）、行澤一人（神戸大学）の各先生から有益なコメントを頂いた。ただし、本論文のなかで示されている法解釈や意見等はあくまでも筆者の個人的見解であり、ありうべき誤りは筆者個人に帰するものである。

1) 本論文では、「金融機関」は、預金の受入れおよび貸出等の資金仲介機能、ならびに資金決済機能を有する金融機関（銀行、信用金庫等）に限定する。

と明確な法的根拠の必要性を明らかにし、金融機関の負うべき責任・義務の範囲につき1つの解釈を試みる。

ここで本論文の論旨を予め要約すると、以下のとおりである。

- ① 本論文で対象とする責任は金融機関の法的責任であり（社会的責任は除外する）、そのなかでも伝統的な根拠だけでは説明されない法的責任・義務が中心となる。
- ② そのような金融機関の法的責任・義務に関して、米国における融資者責任訴訟の判例の傾向や個別の法律を検討すると、現状においては金融機関の抽象的な意味での特殊な地位等を根拠に金融機関の責任・義務を一般的かつ広範囲に加重する解釈は行われてはいないと考えられる。このことは、金融機関が自己の法的責任・義務を把握する必要性が高まっている一方で、正確に把握しさえすれば訴訟を回避できた、ないしは訴訟に適切に対応できたことを意味している。
- ③ わが国の金融機関の法的責任・義務について具体的に検討を加えると、結論として以下のように理解することができる。まず、一般法上の責任・義務のうち、①「融資実行義務」については、判例上は責任・義務を加重するような解釈は行われていないが、今後融資契約の締結強制の理論等が検討される可能性がある。一方、②「融資契約成立前の責任（契約締結上の過失）」については、最近これを認める判決が出されるなど、新たな動きがある。この判決は公共性を根拠に金融機関の法的責任・義務を加重するものではないが、今後この責任・義務がどのような場合に認められるかなどについて分析・検討の必要性は高い。これ

に対して、③「担保適正評価義務」は、その根拠から認め難いものであり、顧客に対する責任・義務と構成すべきではない。

- ④金融機関の「説明義務」も金融機関に特殊な義務ではないが、具体的な場面でのどのような説明義務が課されているのか今後十分認識しておく必要がある。
- ⑤「不法行為責任」についても、一般事業法人の不法行為責任より重いとする解釈は困難であるが、今後不法行為責任を問うケースが増えることも予想でき、特殊な解釈が行われていないかなど、判例の動向等に注目しておく必要がある。
- ⑥「ネットワーク責任論」については、今後、金融機関をめぐるネットワークが拡大・整備されるにつれ、これを用いた資金取引における責任・義務につき、誰がどのようなかたちで分担するのかといった点が一層クローズアップされることが予想される。
- ⑦「忠実義務・信任義務 (fiduciary duty)」については、それ自体独立した責任・義務と解釈すべきかは議論の余地があるが、今後説明義務等他の責任・義務の解釈のなかで、忠実義務・信任義務的な考え方が取り入れられる可能性がある。
- ⑧「金融機関の免許制と民・商法上の責任」については、免許制を採用しているからといって民・商法上の注意義務が加重されると解釈すべきではないと思われる。

- ④ 他方、特別法上の責任・義務のうち、
 - ①「マネーロンダリング規制等に関わる金融機関の法的責任・義務」は、特殊な政策目的からやむをえず課される義務であり、
 - また、②「独占禁止法上の責任・義務」は、金融自由化等に伴い一般事業法人と同様により一層適用される局面が拡大したものと位置付けることが可能である。両者とも公

共性を根拠に金融機関の法的責任・義務を加重するものではないが、マネーロンダリング規制等は、取引の迅速簡便性との調和をどう図るか問題となるし、独占禁止法上の責任・義務についても、これからは一般事業法人と同様に、さまざまな局面でこの責任・義務が問われる可能性がある。

⑤ 最近金融機関の法的責任が問題となってきた背景としては、金融自由化の進展に伴う金融環境の変化が挙げられる。すなわち、金融規制の緩和・撤廃が進むにつれ、金融業務の範囲が拡大し、金融サービス・商品がより複雑化・多様化してきている。こうした状況に伴い、金融機関は従来より法的責任（例えば説明義務など）を問われる機会が増えてきており、また、一般事業法人と比べてこれまであまり問題視されてこなかった法的責任（例えば独占禁止法上の責任・義務）についても、より一層問題として取り上げられるようになってきた。そして、今後金融自由化の一層の進展が予想されるなかで、金融機関の法的責任がさらに問題となってくる可能性がある。したがって、必要以上の訴訟コストを回避したり、法的な意味での「自己責任」を明確に認識するためにも、金融機関の法的責任に関する正確な分析・検討を行うことが必要である。

⑥ 法的責任・義務を課す根拠については慎重に検討すべきであり、抽象的な意味での「公共性」等の曖昧な概念を根拠に用いることは妥当ではない。そのような概念を用いると法的責任・義務の範囲が不明瞭になり、金融機関が自己の法的責任・義務を正

確に把握できなくなるからである。この意味で、安易に金融機関の法的責任・義務を加重する解釈も回避すべきであろう。

⑦ わが国では、金融機関の法的責任・義務のうち、一般法上の責任・義務については、原則として一般事業法人と同様の法的責任・義務が課されるとの解釈が妥当である。ただし、限定的ではあるが、一般法の原理を修正する解釈の余地はある。他方、特別法上の法的責任・義務については、特定の合理的な政策目的達成のためにやむをえない場合や、責任・義務を課することが社会経済上のコストを最小化する場合に、特別な責任・義務が課されることとなる。いずれにしても、金融機関の法的責任論については、今後綿密かつ慎重な検討が加えられる必要がある。

2. 責任の種類と検討の対象

一口に、金融機関の「責任」といってもさまざまな種類があり、法的責任と社会的責任（ないしは道義的責任）とに大別できる。

このうち法的責任とは、法律上の不利益または制裁を負わされる責任であり、民事責任（損害賠償、原状回復、差止などの手段を被害者が行使して請求し、これを認めて救済を与える責任）、刑事責任（犯罪に対して課される刑罰）、行政責任（企業の違法行為に対し課される免許の取消し、業務停止等の行政処分や秩序罰）に分類できる。また、一般法上の責任、特別法上の責任という分類も可能である。これに対し、社会的責任とは法の要求する水準を超えて、社会的要請に応える行動をとる責任であるが、²⁾これに反する行為

2) 社会的責任の意義等については、法律学の分野では「企業責任」のなかで論じられることが多い。この

は道義的非難を受けるに止まる。つまり、社会的責任の方が法的責任より責任の範囲が広く、倫理的な意味を含めて責任を論じる場合、その多くが社会的責任を意味しているといえる。³⁾しかしながら、法的な効果、すなわち強制力を伴う効果が生じるという意味では、法的責任の方が金融機関の行動に与える影響（例えば抑止の効果）が大きく、また損害賠償義務というかたちで金融機関経営に直接的に影響を与える可能性も高い。

そこで、本論文では、金融機関の法的責任を取り上げ、社会的責任については検討対象としないこととする。⁴⁾また、本論文では、法的責任のなかでも、最近の議論において、伝統的な根拠のみでは基礎付けられていない法的責任を対象とする。すなわち、金融機関

の法的責任・義務は、その業務の性質から、複雑で広範囲に亘っているが、そうした責任・義務の根拠は、従来、契約責任や不法行為責任については取引の安全（すなわち契約の履行の確保や取引の相手方の保護等）、損害の公平な分担などの伝統的な民・商法の理論を根拠とし、一方、金融業務に対する規制等の行政責任は、主に金融機関経営の健全性確保や信用秩序の維持等に求められていた⁵⁾と考えられる。しかしながら、最近の議論においては、論者によっても若干の違いはあるが、具体的な法的責任・義務を基礎付ける際、その多くが取引の安全や経営の健全性確保の要請よりも、消費者保護という意味での顧客保護の面をより強調したり、概念の輪郭が不明確な根拠を用いる傾向がある。例えば、契

企業責任とは、企業活動に伴って企業外部の人々が損害を受けた場合に企業が負う責任をいい、企業という組織体から生じる責任は、個人をモデルとする責任とは異なる処理が必要であるとの観点から検討が加えられることが多い。

- 3) 社会的責任に関する議論そのものはかなり以前からあったが、とりわけ企業批判の厳しくなった1960年代頃から、より多くの提唱者を見るようになった（例えば、乾[1981]）。そうしたなかで、銀行に対する社会的責任については、例えば、全国銀行協会連合会が昭和48年11月に「社会的責任に関する委員会」を設置し、その後社会的責任遂行のための諸政策を積極的に進めている。そして、当時の見解のなかには、銀行の社会的責任も一般企業の社会的責任と本質的に異なるものではないが、責任のあり方や遂行の仕方が異なっており、銀行業務の性質からいって、銀行に社会的責任の遂行が期待される度合いが強い、とするものがある。この見解は、銀行の社会的責任とは、銀行経営の基本原則、すなわち、①安全性、②収益性、③公共性の3原則に法り、福祉社会の実現に向かって行動していくことである（北原・大黒 [1978] 等）としている。
- 4) 厳密には、社会的責任であっても法的責任の1つと捉える解釈もありうるし、また社会的責任立法として法律化してしまえば、法律上の不利益、制裁が課されることになる。そして、これを社会的責任立法と呼ぶことがある。本論文では社会的責任と法的責任を峻別する立場をとり、立法化した場合はそれはあくまで法的責任・義務と捉える。
- 5) この点については、さまざまな主張がなされている。例えば、銀行業務に規制等を加えている銀行法は、その目的を「銀行の業務の公共性に鑑み、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資すること」（銀行法1条）と規定する。また、銀行経営を安定させ、信用秩序を維持するとか、銀行部門や金融市場において独占や寡占の弊害が生じることを防止すること、および銀行部門の安定性を保ち、金融市場の安定性を維持することであるとする見解もある（主に金融論の分野から「公的規制・監督の根拠」として論じられている〈例えば、川口・三木谷[1986]〉）。

約上の責任の根拠の1つに、従来あまり考えられなかった「公共性」を加えて論じる動きなどがその典型例である。本論文では、こうした従来の根拠のみでは基礎付けられていない責任・義務を取り上げ、伝統的な法理で説明できるような責任・義務は直接の検討対象には含めないことにする。具体的には、最近米国で新たな展開をみせている融資者責任、およびわが国における融資実行義務や担保適正評価義務、説明義務、ネットワーク責任あるいは独占禁止法上の責任・義務などを取り上げることとする。

3. 米国における金融機関の法的責任論の新展開

近年の米国の金融機関に関わる訴訟や法的責任をめぐる議論のなかで最も特徴的なのは、融資者責任 (lender liability) 訴訟の多発という動きであり、わが国においても金融機関の法的責任に関する従来の解釈論を見直すうえでの1つの契機になっている。そこで以下では、融資者責任訴訟を中心に、米国における金融機関の法的責任をめぐる解釈論について検討を行う。

(1) 融資者責任訴訟の展開

イ. 融資者責任訴訟の概要

米国の融資者責任訴訟⁶⁾とは、融資に関して、さまざまな理由で借手などが貸手を訴える訴訟をいう。1980年代初め頃からこの種の訴訟が多発し、ここ6年間に数百万ドル単位

の損害賠償を命ずる判決が出されている。この融資者責任訴訟の特徴は、①損害賠償の請求額が高額であること、②懲罰的損害賠償⁷⁾も認められ、しばしば融資額の何倍にも達する損害賠償を命ずる判決が下される点にある。もっとも、融資者責任を基礎付ける特別な法理がある訳ではなく、いくつかの伝統的な理論を並行的に主張する場合が多い。その理論的根拠は、コモン・ローに基づくものと制定法に基づくものに大別でき、前者には①詐欺 (fraud)、②過失による不実表示 (negligent misrepresentation)、③信任義務違反 (breach of fiduciary duty)、④誠実義務違反 (breach of good faith)、⑤契約違反 (breach of contract) があり、後者の主なものとしては、①統一環境補償責任法 (Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act of 1980 <42 U.S.C. 9601条~9657条>; 以下、CERCLA)、②組織規制犯罪法 (Racketeer Influenced and Corrupt Organization Act of 1970 <18 U.S.C. 1961条~1968条>; 以下、RICO) 等が含まれる (第1表参照)。

ロ. 判例の動向

融資者責任訴訟では、前述のように、貸手は融資実行そのものに関する損害賠償 (すなわち、融資したこと、もしくは融資しなかったことによる損害の賠償) のみならず、融資者としての一般的な義務に反した結果としての損害賠償も請求されているため、融資者としてどのような義務・責任が課されているの

6) 融資者責任訴訟の詳しい内容については、ヤング・ヴィクター[1991]を参照のこと。なお、本論文の記述もこれに依るところが大きい。

7) 懲罰的損害賠償 (punitive damages) とは、主に不法行為訴訟において、加害行為の悪性が高い場合に、加害者に対する懲罰および一般的抑止効果を目的として、通常の填補賠償 (compensatory damages) のほかに認められる損害賠償をいう。

第1表 融資者責任訴訟の主な法理論的根拠

コモン・ローに基づくもの	制定法に基づくもの
①詐欺 (fraud)	①統一環境補償責任法 (CERCLA)
②過失による不実表示 (negligent misrepresentation)	②組織規制犯罪法 (RICO) 等
③ 信任義務違反 (breach of fiduciary duty)	
④ 誠実義務違反 (breach of good faith)	
⑤ 契約違反 (breach of contract) 等	

か、またその根拠は何かを検討するうえで参考となる。

これらの判例のうちでも、以下では、訴訟の主要な争点が法規の解釈・適用にあるケースを中心に⁸⁾検討する。⁹⁾

(イ) 信任義務

信任義務の違反を根拠とする損害賠償請求訴訟において、貸手と借手との間の関係が信任義務関係（弁護士と依頼人、取締役と会社関係など、とくに重い注意義務・忠実義務が認められる関係）に当たるかについて、判例は、原則として信任義務関係を否定しつつ、特別な関係が認められる場合だけに限定して信任関係の存在を認めている（ヤング・ヴィクター [1991]）といわれている。例えば、Price v. Wells Fargo Bank (261 Cal. Rptr. 735 (1989)) では、「古くから認められる銀行・預金者間の法的関係は債務者と債権者との関

係」としており、Black Canyon Racquetball Club, Inc. v. Idaho First National Bank (804 P.2d 900 (Idaho 1991)) では、「銀行と借入人との取引がいかに古くから存在していても、その取引がいかなるものであっても、両者の関係は、債権者と債務者のそれであり、信任関係に立つものではない」とする。他方、Security Pacific National Bank v. Williams (213 Cal. App. 3d 927, 262 Cal. Rptr. 260 (1989))¹⁰⁾が、例外的に特別な関係が認められる基準を立てたうえで、「特別な状況の存在から、信任関係の成立を認めることができる」として、損害賠償責任を肯定したほか、Steelvest Inc. v. Scansteel Service Center Inc. (807 S.W.2d 476 (Ky. 1991)) は、「一般的に銀行と借入人の関係は、信任義務を伴わない関係ではあるが、特定の場面では、銀行は貸付を行うことにより、貸付取引に影響

8) 詐欺、過失による不実表示を根拠にする損害賠償訴訟は、主要な争点が事実認定にある場合が多いので、本論文では取り上げない。

9) 米国の最近の判例については、オートワイン・松岡 [1992] を参考にし、判旨の日本語訳はそのまま引用した。

10) この判例は、特別な状況から信任関係の成立が認められる場合とは、銀行が①顧客に対し、そのサービスの一環として助言を行う場合、②借入人との間で信託の受託者の立場に立つ場合、③自己の利得において借入人に詐欺的行為をなした場合、とする。

を与える重要な事実を開示する信任義務に服するとの認定が行われることがありうる」とする。

(ロ) 誠実義務

誠実かつ公正な取扱義務 (duty of good faith and fair dealing) は、統一商事法典、コモン・ロー上の契約法および不法行為法に基づく義務であり、契約の履行や強制に際し、契約当事者は当然に誠実かつ公正な取扱いをするべき義務をいう¹¹⁾ (ヤング・ヴィクター [1991])。この義務が銀行取引の場合にも認められるかについて、判例は原則として、銀行取引に誠実かつ公正な取扱義務は直ちには認められないとしつつも、例外的に、銀行が顧客に対し優越的な立場にあり、銀行行動が明らかに当事者の合理的な意思に反するような事案についてのみ誠実かつ公正な取扱義務を認め、損害賠償責任を肯定するものが比較的多いと思われる。例えば、K.M.C. Co. v. Irving Trust Company (757 F.2d 752 (6th Cir 1985)) は、「もし誠実の原則が働かないとしたならば、ケー・エム・シー社は完全にアーピング・トラスト銀行に生殺与奪の権利を握られてしまうことになる」と述べたうえで、誠実義務を課している。これに対し、Greenberg v. Service Business Forms Industries, Inc. (882 F.2d 1538, 1540-41 (10th Cir. 1989)) は、誠実の原則は、債務不履行を理由とする期限の利益喪失約款には適用されない旨判示しているほか、¹²⁾ Fasolino

Foods Co. Inc. v. Banca Nazionale Del Lavoro (761 F. Supp. 1010 (S.D.N.Y. 1991)) は、L/C 取引につき、「借入人が銀行の掌中にあるのではなく、潜在する資金繰りリスクを合理的に回避できるような場合には、(裁判所は) 誠実義務を拡張して課することに消極的である (すなわち、拡張して解釈することはできない)」とした。

(ハ) その他契約上の義務

契約違反 (breach of contract) による損害賠償請求訴訟では、特別な事情がない限り、契約上定められた基本的義務ないし約定の範囲を超えて金融機関側に義務を課するような判決はないようである (オートワイン・松岡 [1992] も同旨)。例えば、リボルピング信用の最大貸出額の解釈が争点となった訴訟において、「銀行は、貸付契約上に明示されている以上の義務は負わず、かつ債務者の財務上の困窮を救う追加的義務を負うものではない」として、銀行の責任を否定 (Cahaba Seafood, Inc. v. Central Bank of the South, (567 So.2d 1304 <Ala 1990>)) しているほか、プロジェクト・ローンに関して、「銀行は、プロジェクトが元利金を支払うに足るものかどうか合理的な注意をもって判断する義務を借入人や保証人に対して負うものではない」とする (FDIC v. Fordham, U.S. Bankruptcy Court (District of Massachusetts, AVV. NO. 90-4009 <August 1, 1991>))。また、銀行が不動産開発のローンの返済を求め

11) 誠実かつ公正な取扱義務の詳しい内容と不法行為法への拡大については、ヤング・ヴィクター [1991] およびそこで紹介されている参考文献を参照。

12) この判例は、債権者が脅迫的に、または非良心的に行動した場合にのみ期限喪失の行使が制限されるとする。また、前述した Price v. Wells Fargo Bank は、誠実かつ公正な取扱いの誓約は、銀行の権利行使が過度に走らないような義務を課すものではない (すなわち、銀行の契約上の権利行使を制限するものではない) とする。

た取立訴訟において、「銀行は貸付に当たりプロジェクトのフィージビリティを調査する契約上の義務を、借手に対しても、保証人に対しても負わない」としている (Commercial National Bank in Shreveport v. Audobon Meadow Partnership (566 S. 2d 1136 <La. App. 2Cir. 1990>)) ほか、債務のリストラクチャリングに関わる訴訟において、「貸付担当者が当該案件を稟議に回すとの口約束としても、それは法的拘束力ある約束と性格付けできず、したがって、契約上の義務を生じるものではない」とする (Badgett v. Security State Bank (Washington Supreme Court, No.56993-2, March 28, 1991))。

(二) 制定法上の義務

制定法上の義務に基づく損害賠償請求訴訟で解釈上とくに問題となったものが、CERCLAに基づく責任¹³⁾である。同法は、環境汚染浄化作業に要した費用を、環境汚染の発生の原因に責任がある者に負担させようとする趣旨の法律であり、CERCLA9607条(a)(1)、(2) (42 U.S.C.9607条(a)(1)、(2)) がその具体的な責任者を規定している。¹⁴⁾同法には責任を免除する担保権除外規定 (CERCLA9601条¹⁵⁾ (20) (A) <42 U.S.C.9601条(20)(A)>) があるが、

融資者 (金融機関) が環境汚染地区に有している担保権の実行に伴い所有者となった場合、もしくは単なる担保権者である場合に免責の対象となるかが争われている。初期の判例は、汚染施設・土地の通常の運営管理に参加していない限り、融資者は CERCLA に基づく責任を負わないとし、責任の範囲を限定的に解していた。しかしながら、Fleet Factors Corp. v. United States (910 F. 2d 1550 (11th Cir. 1990) ,111 S. Ct. 752 (January 14, 1991)) では、この責任を拡大解釈し、「担保権者が債務者の有害物質の処分方法につき影響を及ぼしうるほどに、債務者の施設の運営に経済的に関与した場合には、CERCLA に基づく責任を負う可能性がある」とした。この判決は、CERCLA に基づく責任を負うには、必ずしも融資者が借主たる企業の経営に直接参加せず、当該企業の決定に影響力を行使しうる立場にあったことのみで足るとの趣旨と理解でき、融資者の責任・義務を広く課そうとする動きの1つとして捉えられた。こうした動きに対して、環境庁 (EPA: Environmental Protection Agency) は1992年4月に担保権除外規定の解釈を明確にする規則を発表した¹⁶⁾ (40 C.F.R.300条 <1992>)。

-
- 13) CERCLA に基づく融資者責任は、金融機関の環境汚染に対する一定の関与が必要である。融資行為のみから責任が発生する訳ではない。
- 14) 同条は、有害廃棄物に汚染された施設 (facility) の現在の「所有者 (owner) および運営者 (operator)」、ならびに「有害物質を処分した時に有害物質が処分された施設を所有し、あるいは利用していた者」は、環境被害対策のため発生した費用について無過失責任を負うとする。
- 15) CERCLA の9601条(20)(A) (42 U.S.C. 9601条(20)(A)) は、「施設の経営 (management) に参加することなく、主としてその施設に対する担保権 (security interest) を確保するために、所有権の権利 (indicatia of ownership) を保有しているもの」を CERCLA の責任から免責するとしている。
- 16) この点に関して、ミシガン州の司法長官と化学産業協会 (Chemical Manufacturers Association) が、そもそも環境庁は単に担保債権者の免責規定を解釈することを超えて、規則を制定する権限は有さないとして、環境庁の制定した規則に対して異議を唱えた (Kelley v. Environmental Protection Agency (CA DC, No. 92-1312, filed <July 28, 1992>), Chemical Manufacturers Association v. Environmental Protection Agency

同規則によると、担保権除外規定に定められている「経営参加 (management participation)」とは、施設の経営的または運営的事項についての現実の参加を意味し、単に影響を及ぼすことができる場合や施設の運営をコントロールできるだけの場合を含まないとする (40 C.F.R.300.1100条(C)等)。そして環境庁は、この規則は環境庁が担保権除外規定を運用する場合のみならず、私訴に関しても適用されるものと解釈しており、したがって、今後 CERCLA に基づく融資者 (金融機関) の汚染に対する強度の関与があった場合のみに責任を認める方向で限定する解釈が行われていくものと予想される。¹⁷⁾

一方、RICO に基づく請求も、裁判所の拡大解釈により金融機関に壊滅的打撃を与える可能性がある」と指摘されている。¹⁸⁾ もっとも、最近の判例では、銀行の行為が州法上の詐欺の要件を満たすことを原告が立証できなかったことから、他の要件を検討するまでもなく銀行の RICO 法上の責任を否定したものがあり (In re Rubin Brothers Footware Inc. V. U. S. District Court (S. D. N. Y. <September 19, 1990>)),¹⁹⁾ 必ずしも拡大解釈の傾向が一般化した訳ではないと思われる。

ハ. 融資者責任訴訟全体の評価

以上の検討から、米国における融資者責任訴訟については、次の4点を指摘できる。

- ① まず、融資者責任訴訟は、融資したことに基づいて負担する責任を問う訴訟 (あるいは融資したことによって生じた損害賠償を請求する訴訟) と融資を行わなかったことによって生じた損害賠償を請求する訴訟との2つのタイプに大別できる。融資しなかったことによって生じた損害賠償は、コモン・ローに基づく損害賠償責任であり、原則として融資契約が成立していることが必要となる。一方、融資したことに基づいて負担する責任は主に CERCLA 等制定法に基づくものであり、その責任の根拠は明確で、責任を負う範囲もコモン・ローに基づく責任よりは限定的である。したがって、米国の融資者責任訴訟といえども、金融機関が不当・不正な融資を実行したために借手に生じた損害を一般的に貸手に負担させることを目的とする訴訟ではない。
- ② また、融資者責任訴訟に関する最近の判例の傾向は、決して金融機関の責任を広範囲に認めようとするものではないと思われる。すなわち、判例は、原則として貸付契約上の実際の約定を重視し、特別の事情

(CA DC, No. 92-1314, filed <July 28, 1992>)). これに対して、環境庁のコメントはとくに発表されていないが、アメリカ銀行協会はこの規則を支持するための調整を計画しており、上院銀行委員会の Ray Natter は、環境庁の制定した規則は、長期に亘る国家の政策に有益であると主張している。

17) 最近、融資者の CERCLA 上の責任を求める主張を、環境庁の定めた規則に基づき退ける判決がミネソタ州西部連邦地方裁判所を出されている (Kelley v. Manufacturers National Bank of Detroit, DC. WMich, NO.5: 90-CV-62 <January 13, 1993>).

18) RICO は2つの点で拡張解釈がなされており、その1つが組織犯罪と無関係な者の犯罪、とくに通常の経済活動のうえでの詐欺的行為にも広く適用されることである。

19) RICO については、要件の解釈を狭くし、適用を制限する判例もある (例えば、Sedima, S.P.R.L. v. Imrex Co. (478 U.S. 479, 105 S.Ct. 3275, 87 L. Ed. 346 <1985>) など)。

がない限り、伝統的な債権者・債務者関係を超えて金融機関に義務を課するような契約法や不法行為法の適用を認めてはいない（オートワイン・松岡 [1992]）。そして、具体的事情を検討したうえで、貸手と借手間に特別な関係があるという場合に限り、信任義務という重い注意義務を認めているのであり、特殊な解釈を行っている訳ではない。

③ 次に、コモン・ローに基づく損害賠償責任は、当然のことながら金融機関だけが負う責任ではない。また、CERCLA等制定法に基づく責任も、融資者（金融機関）のみを責任の対象としている訳ではなく、法律の要件を満たす限り、いかなる企業もその責任の対象となりうる。したがって、融資者責任訴訟が多くなったからといって、それが直ちに金融機関の責任を従来より重く厳格に課そうとする解釈に結びつく訳ではない。

④ 米国において、金融機関に対して融資者責任が拡張的に適用されていった実際上の理由として、金融機関のみが十分な支払能力を有していた事実が指摘されている（尾澤 [1992]）。しかしながら、金融機関の抽象的な意味での地位の特殊性（例えば公共性）が根拠になって、責任が拡張的に適用されていった訳ではない。

こうした点を踏まえると、米国の融資者責任訴訟は、金融機関の法的責任を新たに問う動きではあるが、これ自体を大袈裟に捉えて、過剰反応するべきものではなく、むしろ金融機関にいかなる法的責任・義務が課されているか改めて認識させたもの、もしくはその契機となったものと捉えるべきと思われる。

(2) 法的責任・義務に関するその他の法律について

ところで、米国の金融機関に対する規制法制は、その目的・立法趣旨により、制度、安全性・健全性、消費者保護、の3つの範疇に分類できる（ゴレムベ・デイヴィッド [1988]）。前述した融資者責任訴訟との関係では、主として対顧客等との責任・義務（すなわち、顧客に対する金融機関の責任・義務）が問題となっているので、本論文では、前述の3つの分類のうち消費者保護などを目的とする主要な法律について取り上げることとする。

イ. 個別法の検討

(イ) 貸付真実法

貸付真実法（Truth-in-Lending Act <15 U.S.C.1601条～1667e条>）は、1986年に制定された連邦の消費者信用保護法（Consumer Credit Protection Act of 1980 <15 U.S.C.1601条以下>）の第1編（TITLE I.）の略称で、貸手が消費者に信用供与を行う際、信用供与の条件等のディスクロージャーを行うことなどを義務付けた法律である。この法律の実施細目は、FRBのレギュレーション Z（12 C.F.R. 226条 <1992>）等に定められている。

同法は、ディスクロージャーを通じて消費者が取引条件（例えば、金利、満期等）等を熟知したうえで信用供与を受けられるようにすること（the informed use of consumer credit）を促進することが目的である（消費者信用保護法102条 <15 U.S.C.1601条>、レギュレーション Z 226.1条 <12 C.F.R. 226.1条>）。すなわち同法の目的は、借手である消費者が他の貸手からの借入条件と比較できるよう、また取引条件を知らずに借り入

れることのないよう、予め取引条件等をディスクロージャーし、消費者に取引条件を十分理解させることにある。同法が制定された背景としては、1960年代に展開された消費者保護運動において、小口の借手が貸手によって不公平に取り扱われている（すなわち、他の借手との比較において平等な取扱いが行われていない）と指摘された点が挙げられる（ゴレムベ・デイヴィッド[1988]）。その不公平が生ずるのは、借入れに際し金利と諸手数料のうち借手の側に明らかにされない部分があるからであり、そうした諸条件を借手が十分承知していれば、より慎重に判断できるはずだと考えられたのである。

同法は、消費者貸付を営むすべての者を対象としている（消費者信用保護法 103条(f) <15 U.S.C. 1602条(f)>）。ディスクロージャーの内容は、消費者信用法 121条、127条、127A条(a)、128条(a)（15 U.S.C.1631条、1637条、1637a条(a)、1638条(a)）、レギュレーション Z 226.5条(b)、226.5b条(b)、226.18条（12C.F.R.226.5条(b)、226.5b条、226.18条）等に定められているが、中心となるのは金融手数料とその年率²⁰⁾である。この金融手数料は、金利だけでなく信用供与に付随し、またはその条件として債権者が直接または間接に徴求する手数料を幅広く含む。同法は、ディスクロージャー以外にも借手のクーリング・オフ条項（right of rescission<一定期間に無条件で契約の申込みを撤回し、解除できる制度>）なども定められており（消費者信用保

護法125条<15 U.S.C.1635条>、レギュレーション Z 226.15条、226.23条<12 C.F.R. 226.15条、226.23条>）、契約成立後の事後的な消費者保護の手当も行っている。さらに同法は、違反行為についての貸手の民事責任（例えば、ディスクロージャー義務に違反することにより、相手に生じた損害を賠償する責任 <消費者信用保護法130条、131条、134条（15 U.S.C. 1640条、1641条、1644条）>）と刑事責任（消費者信用法112条<15 U.S.C. 1611条>）および監督機関の行政的監督（消費者信用法113条<15 U.S.C. 1612条>）も定めている。なお、貸手はレギュレーションを遵守していることを記録し、2年間保存しておくかなければならず、監督当局はその記録を調査することができる（レギュレーション Z 226.25条<C.F.R. 226.25条>）。

(ロ) 預金真実法

預金真実法（Truth-in-Savings Act <12 U.S.C. 4301条～4313条>）は、1991年末に成立した連邦預金保険公社改善法（Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act of 1991<以下、FDICIA>）の Subtitle F（消費者関連項目の1つ）の略称で、主に預金取引の際の取引条件のディスクロージャーを定めている。前述した貸付真実法の預金取引版といえる法律である。同法は、準備預金の積立を義務付けられている預金取扱機関に適用される（FDICIA274条(3)、(6) <12 U.S.C. 4313条(3)、(6)>、Federal Reserve Act 19条(b)(1)(A) <12 U.S.C.461条(b)(1)

20) 年率とは、消費者信用のコストを1年当たりの金利に引き直して示す概念である。この計算の基礎となる金融手数料は各種手数料を広く含むものであるため、従来の年利率（annual interest rate）に代えて年率という新しい概念が定められた。その計算方法は貸付真実法で定められているが（消費者信用保護法107条 <15 U.S.C.1606条>）、算定上の便宜のために、FRBは年率表（Annual Percentage Rate Tables）を作成・配布して、年率表により簡単に年率を算出できるように配慮している。

(A)〉)。FRBは、同法の実施細目を定めた規則をFDICIA発動後9か月以内に発表することを義務付けられており(FDICA 269条(a)、274条(4)〈12 U.S.C. 4308条(a)、12 U.S.C. 4313条(4)〉)、これを受けて、1992年9月10日にレギュレーションDD(12 C.F.R.230条〈1992〉)を採択し、1993年3月19日より施行した(なお、信用組合に関してNCUA〈National Credit Union Administration〉が同旨の規則を発表〈FDICA 272条(b)(12 U.S.C. 4311条(b))〉)。このレギュレーションについては、預金真実法やレギュレーションの定めるディスクロージャーの内容が金融機関に必要以上の負担を課すのではないかという点が議論²¹⁾となり、FRBもレギュレーション遵守コストを試算している。²²⁾

同法の目的は、モデルとなった貸付真実法の目的と同様に、預金者である消費者が他の金融機関との間で預金取引の条件等を比較できるように取引条件等をディスクローズさせる点にある(FDICIA 262条〈12 U.S.C.4301条〉)。同法の成立の基礎となった1991年2月の財務省による金融制度近代化提案(Modernizing the Financial System)では、消費者に対するディスクロージャーについて、「銀行の取り扱う金融商品が増加すれば、消費者の利便が向上する一方で、消費者が付保預金と付保されていない他の金融商品と混同することを回避するための厳格なディスク

ロージャー基準の設定が不可欠」としており、金融サービス面での消費者保護をさらに進めたものと位置付けることができる。

ディスクロージャーの内容は、FDICIA 263条(a)(12 U.S.C. 4302条(a))に定められており、このうち、年利回り(annual percentage yield)の計算方法については、FRBの制定する規則に基づき標準化することになっている(FDICIA 274条(2)〈12 U.S.C. 4313条(2)〉)。同法はディスクロージャー以外にも、金利の統一的な計算方法について定めており、消費者が利用しうる勘定の全額(on the full amount)で計算しなくてはならないとされている(FDICIA 267条(a)〈12 U.S.C. 4306条(a)〉)。この点にも、消費者による金融機関の比較、選別を容易にしようとする同法の趣旨が現れているといえる。

同法に違反した場合の責任は、民事責任(FDICIA 271条〈12 U.S.C.4310条〉)のみである。

(ハ) 信用機会平等法

信用機会平等法(Equal Credit Opportunity Act〈15 U.S.C.1691条~1691f条〉)は、連邦の消費者信用保護法に1976年の改正で追加された同法第7編(TITLE VII.)の略称で、貸手が信用供与する際に、人種、宗教、出身国籍、性別、配偶者の有無等による差別的取扱いをすることの禁止を目的としている(消費者信用保護法 701条〈15 U.S.C. 1691

21) 例えば、1992年7月には、ディスクロージャー義務が課される銀行側が、ディスクロージャーの内容に抗議する1,500通ものレターをFRBに対して送っている。また、この点に関連して、預金真実法の実施のコストは、結局は保護の対象としている預金者に転嫁されるのではないかの指摘がある(Huber[1992])。

22) FRBの試算によると、レギュレーションDD遵守コストは、1金融機関当たり5,000ドルを超えると推定されているのに対して、IBAA(Independent Bankers Association of America)は、45百万ドルの資産を有する金融機関で40,000ドルのコストがかかると推定しており、金融機関の規模が大きくなるほど、コストが高くなることを指摘している。

条〉、レギュレーション B 202.1条(b)〈12 C.F.R. 202.1(b)〉法律である。1960年代、70年代の一連の消費者保護立法のなかで、議会は多くの社会活動・経済活動上での差別の是正を狙いとした多数の法律を制定しており、同法は金融サービス分野における差別を防止・禁止する目的で立法された法律の1つである(ゴレムベ・デイヴィッド[1988])。この法律の実施細目は、レギュレーション B (12 C.F.R. 202条〈1992〉)に定められている。

同法によれば、貸手は借入申込みに対する認否を30日以内に申込人に通知する義務があり(消費者信用保護法701条(d)(1)〈15 U.S.C. 1691条(d)(1)〉)、借入申込みが拒否された場合、申込人はその否認の理由について書面による説明を求めることができる(消費者信用保護法701条(d)(2)〈15 U.S.C. 1691条(d)(2)〉)。同法は、違反行為に対する民事責任(消費者信用保護法706条〈15 U.S.C. 1691e条〉)を定めているほか、監督当局が検査内容を議会に報告することを義務付けている(消費者信用保護法707条〈15 U.S.C. 1691 f条〉)。また、当局の監督のために金融機関が報告書を作成し、公開することを義務付けている(レギュレーション B202.13条〈12 C.F.R. 202.13条〉)。

(二) 地域再投資法

地域再投資法(Community Reinvestment Act of 1977〈12 U.S.C. 2901条~2907条〉)は、1977年に制定された連邦法で、金融機関

に地域の利便、具体的には地域社会の融資ニーズ(とくに中・低所得者層)に応じることを求めた(地域再投資法802条〈12 U.S.C. 2901条〉)法律である。前述の信用機会平等法と同様、金融サービス分野における差別を禁止する法律で、主に居住地域による差別を禁止することが同法の狙いである。例えば、貧困者が多いなどの理由で一定地域を線引き除外して、一律に信用供与の対象から外すことは禁止される。同法は、消費者団体と銀行業界との間で多年に亘って繰広げられてきた論争の結果設けられた法律であり、制定後も同法を強化するか緩和するかで幾度も修正が検討されてきている。²³⁾なお、この法律の実施細目はレギュレーション BB (12 C.F.R. 228条〈1991〉)等で定められている。

同法は、監督機関が所管金融機関の地域への貢献度について監督することを要求しており(地域再投資法802条(b)〈12 U.S.C. 2901条(b)〉)、地域融資に対する対応状況の査定結果²⁴⁾を当該金融機関による各種申請の可否を審査する際の判断材料としてよいことになっている(地域再投資法804条〈12 U.S.C. 2903条〉)。そして、当該金融機関は、地域再投資法実績報告の作成と公表を義務付けられている(レギュレーション BB 228.4条〈12 C.F.R. 228.4条〉等)。

(ホ) マネーロンダリング法

マネーロンダリング法(Money Laundering Control Act〈18 U.S.C. 1956条、1957

23) FDICIA 制定に至るまでの一連の議会審議においても地域再投資法の取扱いが問題となり、銀行業界と消費者団体との間で激しい議論が行われたが、妥協点は見出されず、最終的には現行法を維持するかたちで決着した。

24) 監督当局は、実地考査の際に4段階のレイティングで評価をしている。

条>)とは、1986年に成立した薬物乱用規制法 (Anti-Drug Abuse Act of 1986)²⁵⁾により新設された法律で、麻薬取引等により得た資金を送金、預金等によってローンダリングする行為を犯罪として処罰する法律である。

同法は、薬物取引から生じる巨額の不法収益を剥奪し、麻薬犯罪組織を資金面から壊滅させることを目的にしており、薬物犯罪による不法収益剥奪制度の強化に伴い、不法収益を洗浄し、正常な取引によって得た利益であるように仮装する行為が横行するようになったので、これに対応するために制定された。

同法のなかでは、金銭等のローンダリング行為 (薬物乱用規制法1956条<18 U.S.C. 1956条>)と特定違法行為に由来する財産取引への従事 (薬物乱用規制法1957条<18 U.S.C. 1957条>)の禁止が規定されており、その違反行為に対する刑事罰も定められている。また、同法は銀行の大口取引に関して報告義務を課しており (薬物乱用規制法1358条<31 U.S.C. 5316条>等5424条)、報告義務違反に関する刑事責任も定めている (薬物乱用規制法1357条<31 U.S.C. 5322条>)。

(へ) その他の法律

上記以外の主な法律としては次のようなものがある (ゴレムベ・デイヴィッド[1988])。

「公正信用報告法 (Fair Credit Reporting Act of 1978 <15 U.S.C.1681条 ~ 1681t条>)」は、正確な信用情報により信用が供与されるようになることを目的として、個人および企業の要求に基づいて信用情報を開示させるなど、信用情報に関する誤りを訂正す

る手続を定めており、また、個人のプライバシー保護のため同情報の利用を適法な事業のみに制限している。「不動産決済手続法 (Real Estate Settlement Procedures Act of 1974<12 U.S.C. 2601条~2617条>)」は、住宅抵当貸付取引に関する決済事務サービスやコストに関する情報を公開することを要求している。「消費者リース法 (Consumer Leasing Act of 1976 <15 U.S.C. 1667条 ~ 1667e条>)」は、動産リースについての取引条件のディスクロージャーを義務付けており、「電子資金振替法 (Electronic Fund Transfer Act of 1978<15 U.S.C. 1693条~1693r条>)」は、電子資金振替サービスを利用する顧客や同サービスを提供する金融機関の権利、義務・責任等に関する基本的な枠組み (例えば電子資金決済取引条件の開示など) について規定している。また、「住宅抵当貸付開示法 (Home Mortgage Disclosure Act of 1975 <12 U.S.C. 2801条~2809条>)」は、預金金融機関が地域社会の資金ニーズに応じているか判断できるように、住宅貸付に関する情報 (例えば貸付対象となった不動産の所在) のディスクロージャーを義務付けている。

ロ. 法律全体の傾向

ここでは、以上みてきた法律が金融機関の特殊性を根拠に金融機関の責任・義務を一般事業法人よりも重く課すものであるかどうかについて、①金融機関のみをターゲットとしているものか、②その根拠は明確か、③金融機関の業務を広範囲に制限するものか、④金融機関経営の健全性確保の要請に逆行するも

25) この薬物乱用規制法は、1984年フィラデルフィアで起きたヘロイン密輸事件 (ピッツァ・コネクション事件) の発覚とその後80年代後半にかけての薬物犯罪の多発等を主たる背景として制定された法律である (森下[1990])。

のであるか、の4点から検討する。

前述した個別の法律をその立法趣旨により分類すると(第2表参照)、弱者保護を目的とする法律(Ⓐ)とそれ以外の特殊な政策目的に基づく法律(Ⓑ)に大別でき、前者はさらに消費者保護を目的とするもの(Ⓐ₁)と差別抑止を目的とするもの(Ⓐ₂)に分類しうる(Ⓐ)の分類につき、ゴレムベ・デイヴィッド[1988]参照)。具体的には、Ⓐ₁に「貸付真実法」、「預金真実法」、「公正信用報告法」等が含まれ、Ⓐ₂には「信用機会平等法」、「地域

再投資法」、「住宅抵当貸付開示法」等が含まれる。Ⓑには「マネーロンダリング法」や(1)ロ.(ニ)で述べた「統一環境補償責任法」、「組織規制犯罪法」などが含まれる。

これらのうち、Ⓑについては金融機関のみをターゲットとした法律ではなく、したがって、金融機関に対してのみ責任・義務を厳格に課そうとする法律とはいえない。²⁶⁾一方、Ⓐは金融機関をターゲットとしているが、消費者保護と差別的取扱の禁止という社会政策的な目的が明確である。そしてⒶ₁は、責任・

第2表 米国における金融機関の法的責任・義務に関する主な法律(本論文で取り上げたもの)の立法趣旨による分類

立法趣旨による分類		法律名
弱者保護を目的とする法律(Ⓐ)	消費者保護を目的とする法律(Ⓐ ₁)	「貸付真実法」(Truth-in-Lending Act) 「預金真実法」(Truth-in-Savings Act) 「公正信用報告法」(Fair Credit Reporting Act) 「電子資金振替法」(Electronic Fund Transfer Act)等
	差別抑止を目的とする法律(Ⓐ ₂)	「信用機会平等法」(Equal Credit Opportunity Act) 「地域再投資法」(Community Reinvestment Act) 「住宅抵当貸付開示法」(Home Mortgage Disclosure Act)等
弱者保護以外の特殊な政策目的に基づく法律(Ⓑ)		「マネーロンダリング法」(Money Laundering Control Act) 「統一環境補償責任法」(CERCLA) 「組織規制犯罪法」(RICO)等

26) もっとも、報告義務は金融機関のみが責任・義務の対象になる。これは、マネーロンダリングが主に金融機関を通して行われるため、金融機関に報告義務を課することがマネーロンダリング摘発と防止に効果的だからである。金融機関の公共性等を根拠にしている訳ではない。

義務の内容が主にディスクロージャーで²⁷⁾あることから、金融機関の業務内容そのものを広範囲に制限する性質のものではなく、また基本的には金融機関経営の健全性確保に資するものであり、金融機関に対してディスクロージャーに要する作業負担以上の重い負担を課すものでもない。

これに対して、②₂は融資先の範囲に一定の制約を加えるという意味で、金融機関の業務に直接影響を与える性格の法律であり、場合によっては信用リスクの高い先にも融資を実行せざるをえなくなるという意味で、健全性確保の要請と衝突する可能性がある。しかしながら、反差別という目的は、人種間紛争等を契機に公民権運動が展開していった米国独特の社会的背景があり、やむをえない規制目的であるといえよう。また、②₂に含まれる法律のほとんどは差別を禁じているだけであって、融資実績が当局に対する各種申請の諾否について有利に働く可能性があることは別としても、ある特定の弱者主体に積極的に融資させるような義務を課している訳ではない。地域再投資法が監督機関の監督の目的について「健全かつ安全または安定的な経営を維持しながら…地域の融資ニーズに応えていくことを促すため」(地域再投資法802条(b) <15 U.S.C. 2901条(B)>)と明文で定めているように、金融機関の健全性に悪影響を与える場合にまで融資を実行するような義務・責任を課しているとは考えられない。こうした意味で、②₂の義務・責任については、金融機関の健全性維持の要請という面から一定の制約があるものと捉えてよいと思われる。

(3) 現状の金融機関の法的責任の解釈

前述の、(1)、(2)を通じて、米国における金融機関の義務・責任をめぐる新たな解釈については次のことを指摘できる。まず、主に融資業務の面について課されるコモン・ロー上の金融機関の義務・責任については、原則としては伝統的な民・商法上の債権者、債務者の義務・責任が認められるに止まっている。一方、制定法上の責任・義務については、消費者保護または反差別という明確な目的のものに限られており、とくに後者は米国特有の事情に基づくもので、やむをえない規制である。そして、その責任・義務は金融機関の健全性確保の要請に反するものではない。したがって、少なくとも現在、米国では金融機関の抽象的な意味での特殊性や公共性等を根拠に一般的かつ広範囲に金融機関の責任・義務を加重する解釈が行われている訳ではないと考えられる。

それでは、米国における最近の金融機関の法的責任をめぐる動きはどのように位置付けるべきなのであろうか。これまでの検討からすれば、融資者責任訴訟等の動きは、一般事業法人との比較において金融機関の法的責任・義務の「重さ」を例証するものではない。むしろ、融資者責任訴訟が契機となって、金融機関が自己の法的責任・義務を改めて厳密に分析・検討するようになってきたことに意味がある。つまり、米国においては融資者責任訴訟の多発など金融機関の法的責任が問われやすい状況になってきたが、判例の解釈や立法は必ずしも金融機関に過度の責任・義務を課すものではないといえる。このことは、

27) ただし、②₁のなかで「電子資金振替法」は、取引条件のディスクロージャーに加えて、消費者保護をより強化する観点から、無権限取引に関する消費者の責任の限度の設定(いわゆる50ドル・ルール)等も定めているため、ディスクロージャー以外の責任・義務がより注目されることも少なくない。

金融機関が自己の法的責任・義務を把握する必要性が高まっている一方で、自己の法的責任を正確に把握さえすれば、訴訟等に適切に対応でき、必要以上の訴訟のコスト負担を回避できることを示唆している。

4. わが国における新たな法的責任・義務の検討

次に、わが国における新たな法的責任・義務について検討するが、とくに最近金融機関について法的責任・義務を課す根拠として、しばしば「公共性」の概念が登場することがある。また、金融機関の「公共性」に関する議論も数多く行われている。そこで、最初に金融機関の法的責任・義務をめぐる解釈上、この「公共性」や金融機関が有するといわれる特殊性をどのように捉えるべきかについて

検討する。

(1) 金融機関に求められる法的地位

イ. 金融機関の「公共性」と法的責任

金融機関（とくに銀行）については古くからその業務が「公共性」を帯びていることが指摘²⁸⁾されているが、その「公共性」の具体的内容は時代とともに変遷してきており、²⁹⁾最近の「公共性」の内容は、単に多義的というよりむしろ非常に曖昧かつ抽象的な概念となっている。これは、かつて「公共性」の内容とされてきた「預金者保護」³⁰⁾と「信用秩序維持」の内容自体が論者によってばらつきがあることに加え、従来解釈とは明らかに異なるさまざまな「公共性」が主張されている³¹⁾ためである。

しかしながら、こうした金融機関の抽象的

28) 例えば、昭和54年6月20日の金融制度調査会答申は、第1章総論で、銀行の「公共性」および社会的責任について取り上げ、「銀行は、……国民経済的・社会的に重要な諸機能を担っていることに鑑み、『公共性』の高いものとして捉えられている。……銀行は一般事業法人に比し社会的責任が重いものであると言えるが、……」と述べている（金融制度研究会編[1979]）。

29) 「公共性」の具体的内容については、昭和50年頃を境として前後2つの時期に大別して説明する見方もあるが、最近における「公共性」をめぐる主張は従来と多少ニュアンスを異にするようになってきているため、むしろ以下の3つの時期に分けて説明する方がよいように思われる。まず、①旧銀行法制定当時（昭和3年施行）から昭和40年代前半にかけては、旧銀行法が弱小銀行の乱立・破綻という時代背景の下で制定されたことから、「公共性」という概念の中身は、「預金者保護」と「信用秩序の維持」にあったことが指摘されている。その後、②新銀行法制定（昭和56年）前後の主として昭和50年代においては、経済政策の目標がその重点を成長から福祉へ修正したことや銀行批判の高まりなどを背景に、前述の「預金者保護」と「信用秩序の維持」に加え、「資金配分の適正・円滑化」と「取引の公正確保」も「公共性」であるとの主張が行われた（後藤新一[1992]等）。そして、③昭和60年代から最近にかけては、「預金者保護」、「信用秩序の維持」、「資金配分の適正化・円滑化」という3つの「公共性」に加えて、あるいはそれらを言い換えるかたちで、さまざまな概念が主張され、より多義的で曖昧な概念となっているが、そのなかでも特徴点を挙げるとすれば、「金融システム・決済システムの安定性確保」が「公共性」の内容として強調されつつある点と、とくに一連の金融不祥事の後になって「公共性」を、単に倫理的な意味合いで主張することが一部に見受けられる点が指摘できよう。

30) 例えば、預金者保護の目的を①弱者救済のための預金者保護、②預金者の情報収集コストの節減、③決済システムの安定性維持のための預金者保護、の3つに区分する見解（折谷[1991]）などである。

31) 例えば、銀行の機能には中央銀行の金融政策の効果が実体経済に波及する主要な経路の役割を果たしている面があり、マクロ経済政策の効果を伝える装置として銀行は「公共性」を有している等の見解（三木谷[1992]）などである。

な意味での「公共性」の概念は、法的根拠もしくは法的地位を基礎付けるものとして用いるのは妥当ではないように思われる。³²⁾ なぜなら、「公共性」の概念の不明確さからいって、これを法的責任・義務の根拠とすると、金融機関の法的責任・義務が無制限に拡大する危険があり、金融機関自身が自己の法的責任・義務の範囲やその内容を明確に認識できなくなるからである。

また従来、講学上、「公共性」の議論は社会的責任論に結び付けられて議論されることが多く、法的責任については社会的責任を認めたとえで、それが法的観点からはどのような意味があるものかという問題設定が行われてきた。したがって、本来「公共性」を法的責任に結び付けるためには、「公共性」を根拠にする社会的責任が法的強制に値するかという面の検討も必要かと思われる。ところが、「公共性」を法的責任・義務の根拠とする最近の議論はこの点が欠落しており、こうした面からも「公共性」を直接法的責任の根拠とする解釈には賛成し難い。

ロ. 金融機関の法的地位を考えるうえで考慮すべき要素

金融機関の「公共性」が、その法的地位を基礎付けられないとしても、金融機関の特殊性もしくは特徴が金融機関の法的地位を考えるうえで考慮すべき要素となりうるか、もしくは他に考慮すべき要素があるか否かが次に問題となる。

まず、金融業務や取引の特殊性という点からは、①小口債権者が多いことや、②金融シ

ステム全体へ破綻が波及しやすい点が別途考慮すべき要素である。次に、個々の取引相手との経済的力関係からは次の点が指摘できる。すなわち、①金融機関は、その高度の専門性や情報量の多さという点で取引の相手方よりも優越的な地位にあり、その優越性が一般事業法人与取引相手との関係と比較しても、金融取引の複雑さや金融機関への情報集中のために、際立っていること、②金融取引は他の一般の経済・商取引に比べて、取引相手との信頼関係に依存している面が強いこと、③金融機関が取引相手方の経済活動に介入しやすい（貸出における取引先へのモニタリングなど）こと、④金融業務の性質上、金融機関の些細な事務ミスでも、大きな財産上・信用上の損害が取引相手方に生じやすいことなどである。

これらのうち、金融業務や金融取引の特殊性から金融機関に対してとくに考慮すべき要素（小口債権者が多いことや、金融システム全体へ破綻が波及しやすいこと）は、従来から金融業に対する規制・監督（業法上の責任・義務）の目的とされてきたものであるが、そうした規制・監督のみでは政策目的が必ずしも達成されない場合には、具体的な考慮すべき要素を根拠にして、立法によって法的責任を課すことがありうると思われる。

一方、取引の相手方との経済的力関係から考慮すべき要素は、どの産業分野でも求められてきた消費者保護の要請にほかならない。そして、現状では、とくに金融取引だけを取り上げて消費者保護の要請が強く求められて

32) このことは、具体的な事件において、抽象的な「公共性」を根拠に金融機関に責任・義務を課すべきではないとともに、立法上も抽象的な「公共性」のみで特別の責任・義務を認めるべきではない（例えば一般条項的な法律も妥当ではない）ことを意味する。

いるとは断言できないが、少なくとも一般事業法人³³⁾と同等のレベルで消費者保護の要請があることは間違いない。したがって、今後この消費者保護という側面からも、金融機関の法的責任・義務を正確に把握することが必要であるといえる。

(2) 一般法（民・商法）上の法的責任・義務について

以下では、個別具体的な法的責任・義務の検討に入るが、議論の整理のために、ここでは①主として民・商法などの一般法上の議論³⁴⁾として検討すべきものと、②特別法上の議論として検討すべきものを区別し、その基本的な論点について論じる。

イ. 融資実行義務

(イ) 問題の所在

融資実行義務とは、融資契約が成立した後の融資者の契約履行義務であり、この義務が争われるのは、主に、借手が融資を実行しな

かった貸手に対して融資不実行による損害賠償を求める場合である。³⁵⁾わが国で一般に「融資者責任」という場合には、この融資実行義務違反による債務不履行責任（民法415条）もしくは後述の不法行為責任（民法709条）を指す場合が多い。貸手は融資実行という面からみれば借手に対して債務を負っている、つまり債務者であるから、³⁶⁾融資実行義務自体は特殊な義務ではなく単なる契約履行義務にすぎない。そして、この義務が生じるためには融資契約が成立していることが前提であるから、融資契約成立時期の判断が義務の有無を判断するポイントとなる。さらに、契約成立前にも融資者が責任を問われる可能性があるが、これがいわゆる「契約締結上の過失」の問題である。

(ロ) 判例

融資実行義務については、いくつか参考になる判例³⁷⁾がある。融資契約の成立を否定した判例としては、宮崎地裁都城支部判決平

33) 以下、本論文における一般事業法人とは、広義の金融機関（本論文でいう金融機関〈脚注1〉参照）および保険会社、証券会社などを除く法人を意味するが、そのなかにも電力会社のような公益事業法人があるように、一般事業法人のなかにもさまざまな性質上の相違がみられる。したがって、こうした点も考慮したうえで金融機関との比較を行うべきであろうが、議論を単純にするため本論文においてはこの点を無視し、一般事業法人という場合はメーカー、商社等を主に想定するものとする。

34) 金融機関の民・商法上の責任・義務といっても、その対象は多種多様であるが、ここでは伝統的な根拠のみでは基礎付けられていない責任・義務（2. 参照）、とりわけ融資およびそれに関わる責任・義務を中心に、基礎的な検討を行う。

35) 融資に直接関連する責任・義務としては、このほか融資を回収したことで借手が倒産した場合の金融機関の責任や当座貸越に関する合意に反して融資を拒否した場合の金融機関の責任などの問題があるが、ここでは議論を明確にするため（これらの問題は検討すべき論点が多岐に亘り、議論が複雑となるため）、これらの問題は取り上げないこととする。

36) この点、融資者責任について、以前は「債権者たる金融機関が訴えられることは考えられなかった」との説明が行われることがあるが、この説明はあまり正確ではない。これは、融資契約の法的性質の解釈に関わることであるが、通常融資契約は消費貸借の予約（民法589条参照）か諾成的消費貸借と考えられており、融資者たる金融機関にも履行義務が生じると解するのが一般的であって、その意味では金融機関は債務者であるともいえよう。

37) 融資契約の成立をめぐる訴訟はそれほど多くないが、最近になり、契約が成立していながら融資しなかつ

成元年1月20日³⁸⁾(判例タイムズ733号118頁)、東京高判平成元年4月13日³⁹⁾(金融商事判例826号20頁)、静岡地判平成元年9月28日⁴⁰⁾(金融法務事情1254号37頁)等がある。これらの事案は、融資担当者の言動から借手側が融資されるものと誤信したケースであるが、判例は事実認定の結果「…融資すべき義務を負うに至ったことを認めるに足る証拠はない」(静岡地判平成元年9月28日)として融資契約の成立を否定し、金融機関の融資義務はないとしている。

これに対し、東京地判平成4年1月27日(金融法務事情1325号38頁)は、銀行が融資予約

契約を締結しておきながら正当な理由なく融資を拒絶したのは不法行為に当たるので損害賠償すべきとされた事例である。本件は、不法行為責任が認められた事例であるが、前提として融資予約契約の成立を認定しており(ただし、融資証明書作成時点での融資契約自体の成立は否定)、債務不履行責任を構成する融資実行義務違反の問題でもある。事実関係を単純化すると、金融機関が取引先から設備資金の借入れ申込みを受け、土地の購入先である公共団体等に提出する融資証明書を発行しておきながら、両者の認識の違い等から結果的に融資を断わったというものであ

たことを理由とする損害賠償事件がみられるようになったといわれている(山田[1991])。なお、融資契約ないし融資義務に関する判例については、松本 崇[1990]も参照。

- 38) 本件は、X会社が土地購入資金および運転資金を調達するため、Y信用金庫に融資を申込んだが、融資を受けることができず、その結果X会社は倒産したため、Y信用金庫に対して債務不履行および不法行為による損害賠償を求めた事件である。本判決は、土地購入資金に関する融資についてはX会社が借入申込書を提出していたり、Y信用金庫の本部において当該融資について審査したことがない以上、Y信用金庫は融資を約したとはいえないとした。また、運転資金についても、X会社が主張する融資実行の前提行為(根抵当権の設定)は、Y信用金庫の融資のための手続ではないと認定し、運転資金についてもY信用金庫が融資を約したとはいえないとして、X会社の請求を棄却している。
- 39) 本件は、X会社が建設中のマンションとその土地の購入代金の一部を調達する目的で、Y銀行(S支店)に住宅金融公庫の保証付融資を申込み、Y銀行(S支店)も承諾(ただし、融資契約書等の関係書類は交わされていない。)したものの、融資実行を拒否され(X会社の返済能力に疑問を持ったのがY銀行の拒否の理由との指摘がある)、その結果X会社が倒産した事例である。X会社の債務不履行による損害賠償請求に対して、本判決は融資の申込みに対し、銀行における本部決裁がなされていないうえ、融資に関する契約書等が交わされていないほか、委任状や手形が徴求されたこともなく、かつ、根抵当権設定の手続等が行われていないなどの事実関係の下においては、融資申込者と銀行の間に融資契約が成立したとは認められないとして、X会社の請求を棄却している。
- 40) 本件は、X会社が土地購入資金および賃貸マンション建設資金を調達する目的でY銀行(S支店)に融資を申込んだところ、Y銀行はX会社に対して当該融資については本部決裁の必要なこと等を説明したため、X会社はこの時点で融資を受けることができると確信して、土地の売主と土地売買契約を結び手附(手付金)を支払った。しかしその後、Y銀行は本部決裁が得られないことを理由に融資実行を拒否したため、X会社は土地購入代金を支払えなくなり、土地の売主から売買契約を解除され、手附を没収されてしまったことから、X会社はY銀行に対して債務不履行による損害賠償を求めた事件である。これに対して、本判決は、融資の申込みに対し、銀行における本部稟議がなされていないうえ、融資に関する借入申込書、契約書等が作成されたこともなく、かつ、担保不動産の権利証や担保設定のための委任状が提出されていないことなどの事実関係の下においては、融資申込者と銀行の間に融資実行の契約が成立したとは認められないとして、X会社の請求を棄却している。

る。⁴¹⁾これに対して本判決は、「…融資証明書を作成してX₁会社に交付した場合においては、…融資予約契約が締結されたと認めるのが相当であり、…Y銀行が正当な理由なく右融資を拒絶し、その結果、…別途融資調達に奔走せざるをえない事態に追い込み、X₂(X₁会社の代表者)に著しい心労を与えたものである時は、Y銀行の融資拒絶はX₁会社およびX₂に対する不法行為」に当たるとした。⁴²⁾

(ハ) 融資実行義務の生じる時期とその根拠

上記の判例では、金融機関の融資契約について一般事業法人との契約と比べて、その成立時期を早めるような解釈(すなわち融資実行義務を早い段階で発生させる解釈)が行われているといえるであろうか。融資契約の成立時期については、消費貸借(民法587条)⁴³⁾の要物性との関連で争いがあるが、これを諾成的消費貸借と解釈する場合は、申込みと相手方の承諾(すなわち当事者の合意)により契約が成立する。⁴⁴⁾ここで問題となるのが、その合意の時期、すなわち融資契約の成立に

41) 本件の事情をやや詳しく述べると次のとおりである。X₁会社は、Y銀行からの融資額の増額を引き出すための駆引きとして、S銀行がY銀行の既存の借入金を肩代わりする可能性を示唆した。これをY銀行は、X₁が先の融資申込みを撤回し、本件融資を含めY銀行との取引全体をS銀行に移す意向だと理解した。しかし、Y銀行は融資証明書を回収すればX₁会社の計画が破綻すると考え、その回収は猶予した。再びX₁会社はY銀行に対し、一旦撤回した融資に代わる融資を実行して欲しいと懇願したので、Y銀行はS銀行の肩代わりが行われるまでのつなぎ融資の申込みと理解し、この申込みを承諾したが、その後もS銀行の肩代わりの話が進展していないため、このつなぎ融資を断った。その後、X₁会社は本件計画を縮小する案を示し、Y銀行も計画を縮小するのであれば融資証明書で約束していた条件での融資を実行する用意がある旨をX₁会社に伝えたが、X₁会社はこれを断った。その後X₁会社は計画の縮小交渉が進まず、他行からの資金調達もできないことを理由に計画を断念した。

42) この判決は、金融機関に対する請求全てを認めた判決ではなく、むしろ実質的には金融機関が勝訴した判決との指摘がある(峯崎[1992])。なぜならば、金融機関の不法行為責任は認めたものの、X₁会社の設備計画の中止とY銀行の融資拒絶には相当因果関係がないとしているうえ、Y銀行に対する請求のわずか0.4%ほどの損害しか認めていないからである。そして、「金融機関としてはそれほど問題とする判決ではない」としている。

43) 消費貸借(民法587条)とは、当事者の一方が種類・品質等数量の同じものを返還することを約束して、相手方から金銭その他のものを受け取ることによって効力を生ずる契約である。この消費貸借契約は、要物性(契約の効力発生のために、一方当事者による金銭または物の交付を必要とすること)をめぐって解釈上の争いがある。消費貸借の要物性を強調すると、物を交付しない限り契約は成立しないということになり、貸手側には物を引渡す義務は生じえない。これに対して、民法589条が消費貸借の予約を認めていることから、当事者の合意だけで契約が成立する諾成的消費貸借を認められるのではないかとの解釈もあり、この場合は貸手の物を引渡す義務が生じる。この点に関連して、融資契約については、消費貸借の予約であると解釈と諾成的消費貸借であると解釈が対立している。もっとも、消費貸借の予約と解しても、当事者の合意で予約契約が成立し、相手方である借手の予約完結権の行使がなされると、融資実行義務が生ずると解して、金融機関の融資義務を認めるのが一般的である。したがって、消費貸借の予約と諾成的消費貸借との間で実質的に異なる点は、貸付金交付請求権の譲渡性・差押可能性に限られ、その他の点では、実質的に大差はないとされる(松本 崇[1990])。なお、判例のなかには諾成的消費貸借を肯定するものもある(最判昭和48年3月26日<金融法務事情683号25頁>)。

44) 融資契約を消費貸借の予約と考える場合は、予約契約の合意により予約契約が成立し、相手方の予約完結権の行使により、相手方の給付義務(融資実行義務)が生ずる。

より融資実行義務の生ずる時期である。

一般に、契約の成立時期に関しては、諾成契約の場合、当事者の合意の時期を定める具体的な民法上のルールがほとんどないため、解釈によって具体的に判断していくしかない(河上[1988])。この点、わが国の場合、融資契約に関しては、単なる口約束だけでも融資義務が発生したと認定してもよいとする見解も一部にはあるが、多くは口約束だけで契約が成立したとは認定できないとしている。そして、少なくとも、融資の契約書等物的な証拠が存在していることが必要であり、しかも融資予定があることを明示した文書が交換されて初めて融資実行義務が生じると認定している。

例えば、融資契約の成立を否定した前述の宮崎地裁都城支部判決平成元年1月20日、東京高判平成元年4月13日等の判例は、融資担当者が不動産の見分に立ち会うなど融資に積極かつ協力的ではあったものの、書面による借入申込みもなく、本部審査も行われてはいなかった事例である。また、融資実行義務を認めた東京地判平成4年1月27日は、融資証明書が作成されている点を重視して融資予約契約が成立したと認定しているが、証明書作成時点での融資契約の成立は逆に否定してい

る。

一方、融資契約以外の契約、とくに高額の不動産取引や船舶の売買、事業プロジェクトでの契約成立時期の認定について判例は慎重であり、⁴⁵⁾口頭の約束はもちろん、中間の合意文書もどちらかといえば、将来の交渉を円滑に進めるための交渉事項の確認とされることが多いといわれている(河上[1988])。こうした点からすれば、金融機関の融資契約の成立時期だけを他種の契約の成立よりも早めるような解釈を裁判所がとっているとは考えられない。⁴⁶⁾加えて、融資契約が有効に成立していなければ融資実行義務が生じる余地はないと考えられるが、これは一般的な契約履行義務の場合と異ならない。したがって、金融機関の融資実行義務は、仮にそれが認められたとしても、金融機関の抽象的な意味での公共性や特殊な地位を根拠に認められることはなく、また金融機関の責任・義務を加重するような解釈がなされている訳ではない。むしろ、契約成立時期の基準を検討する場合は、公共性等を直接考慮しなくても導き出されるような基準を検討するのがよいと思われる。

(二) 契約の締結強制と融資実行義務

上記(ロ)(ハ)の議論は、「契約自由の原則」⁴⁷⁾を前提としているが、この原則を一

45) 例えば、不動産取引に関する最近の判例のなかには、当事者間で売渡証明書と買付証明書が作成、交付されていたとしても、契約細目につき協議の余地を残しており、後日売買契約書を作成することが予定されている時は、売買契約が成立したとはいえないとするものがある(東京地判平成2年12月26日<金融・商事判例888号22頁>)。なお、東京地判平成3年5月30日<金融・商事判例889号42頁>もほぼ同旨。

46) このように、融資契約書等の明確な文書の内容により初めて当事者間に合意があったと認定することは、当事者双方に融資に関する情報と判断の機会を与える点で合理的であると思われる。この点に関して、河上[1988]は、早い段階での契約成立を予定している民法の基本的立場は反省してもよい時期にきているのではないかとし、要式性、要物性についても、情報の偏在を是正して、冷静な判断の場を確保するという意味で、現代的な観点から評価し直すべき要素が多分に含まれているように思われるとしている。

47) 「契約自由の原則」は民法の大原則の1つであり、消極的な意味での契約の自由は、①契約の成立に関する自由、②契約の内容に関する自由、③契約の方式に関する自由に分類され、成立に関する自由には、

部修正し、金融機関の融資契約について契約締結を拒否する自由を制限する（「契約の締結強制」といわれる＜末川[1970]、山下丈[1983]＞）ことで、融資実行義務を課す考え方もありうる。この契約の締結強制の理論自体は古くから議論があるが、法律上明文の規定がない場合にもなお契約の締結強制が認められるか否かについては詳細に論じられたことはないといわれており（山下 丈[1983]）、金融機関の融資契約についてもあまりこの理論の検討が加えられてはいないようである。しかしながら、参入規制の行われている金融機関の契約について、独占的ないしは公益的企業における契約の締結強制⁴⁸⁾の趣旨を応用し、融資契約締結の拒否を制限する解釈は理論上ありうるであろうし、また消費者保護という観点から、契約の締結強制の理論を金融機関に適用していく考え方も可能ではある。⁴⁹⁾ もっとも、このような解釈の当否自体については議論の余地があるうえ、そもそも契約の締結強制の理論そのものについても、今日的な意味において詳細な検討が加えられていくべきものである。⁵⁰⁾ ただ、少なくとも今後金融機関の融資実行義務についても、この理論の適用が問題とされる可能性

は否定できず、そのような意味では注目しておくべき理論といえる。

(ホ) 経済的効果からみた融資実行義務の強調

これまでの契約成立時期の法解釈論を離れて実質的な経済効果を考えても安易に金融機関に融資実行義務を課すような解釈は妥当ではないと思われる。すなわち、金融機関による資金の適正配分機能を強調し、民間金融機関の取引に公権力が介入して融資実行義務を課そうとする解釈が一部で行われているが、このように法的なレベルで民間金融機関に資金配分機能を要求するのは、市場経済に対する過剰介入につながりやすい。金融機関の「公共性」を根拠に、適正な資金配分機能を法的に強制するまで要求されているとする解釈もあろうが、それは4.(1)で前述したとおり可能な限り避けるべき解釈である。

適正な資金配分を過度に強調することは、銀行監督政策上も好ましいものではない。すなわち、金融機関は金融システムの一員として経営の健全性確保を要求されるが、融資実行義務が広範囲に認められ、かつ金融機関が零細な借手を優遇する融資をすると、極端な場合リスクの高い先にまで融資を行わなけれ

④契約する・しないの自由（締結の自由）と⑤相手方選択の自由があるとされる（星野[1985]）。もっとも、今日契約の自由は弱者保護の観点等から種々の法的な制約が加えられている。

48) 例えば、電気事業法18条1項、ガス事業法16条等。

49) 例えば、ドイツ法理論によると、「法律上または事実上の独占的地位にあること」、「給付の目的（対象）が生活必需の物資またはサービスであること」が要件とされており（山下 丈[1983]）、法律上明文化されている締結強制の実質的根拠でもある。参入規制の点を捉えて、金融機関に融資契約の締結強制を一部認める解釈は、主に「独占」や「生活必需」の要件に関連する解釈となろう。一方、こうした要件に捉われずに、消費者保護の側面から根拠付ける方法もあり、山下 丈[1983]は「契約締結強制の問題は、消費者保護政策の面で一層展開されるべき」というドイツにおける見解を紹介している。

50) 契約の締結強制を仮に認める場合、種々の段階に分けて検討する必要がある。例えば①私法的には締結を拒絶できるが、公法的に不利益・制裁が伴う段階、②私法的にも締結を強制する権利が認められるが、それを実現するためには訴訟を必要とする段階などである。

ばならないこととなり、健全経営に逆行する。しかも、わが国の場合、民間金融機関等のマーケットメカニズムに委ねるだけでは資金配分機能が十分に発揮されないことを補完するために、公的金融機関が設けられているのであるから、官民の役割分担の面からも、民間金融機関に広範囲の融資実行義務を課す方向での解釈は妥当ではないと思われる。⁵¹⁾ また、このような解釈を強調することは、民間金融機関が基本的には営利法人・私企業であり、経営の自由を有するはずであること（私企業性）と相容れない危険性があると考えられる。

以上のように、融資実行義務は金融機関にとって特殊な義務ではないが、金融機関の固有業務の1つに密接に関連する義務だけに、どのような場合に融資実行義務が生ずるのか等の的確な判断が必要とされているともいえる。

(ハ) 融資契約成立前の融資者としての責任
 これまでは融資契約成立後の責任・義務について論じたが、契約成立前にも、借手が融資されると信じたことに対して、金融機関が責任・義務を負うべきとの議論がある。金融機関が明らかに借手を欺罔したのであれば、詐欺による不法行為責任が成立するが、金融機関の行動がその程度まで至らない場合に

「契約締結上の過失の法理」⁵²⁾を活用して金融機関に責任を認めようとする解釈である。この法理は、不成立ないし無効な契約を有効だと誤信した相手に対して、その損害を賠償する責任であり、契約責任や不法行為責任とは区別される、債権法全体を支配する「信義誠実の原則（信義則）」⁵³⁾を根拠とする特別の責任である。なお、わが国の民法上はこの種の責任を認める明文の規定はない。こうした解釈は、融資する意思があるかのような金融機関側の不用意な発言をあやまって信頼した相手を救済しようとする意図から有力に主張されている解釈である。

判例は従来この種の責任をあまり認めていなかった（東京高判平成元年4月13日〈金融法務事情1236号29頁〉等）ものの、大阪地判平成2年10月12日（金融法務事情1280号34頁）は手形割引契約の準備段階における金融機関の責任を認めた。これは、手形決済資金に当てるための手形割引契約の申込みを受けた銀行が、契約成立の一步手前の段階に至っていてもかかわらず、その旨を手形決済先の銀行に伝えなかったため、手形が不渡りになり、当該手形割引を申し込んでいた者が倒産した事例である（なお、本件手形割引契約自体は成立していないと認定している）。判例は「一

51) もっとも、融資が行われると確信していた者に対する金融機関の責任・義務を考察する場合に、当然このようなことが妥当するかどうかは、多少検討の余地がある（なお、この点は後述する契約締結上の過失の法理にも関係する）。

52) 「契約締結上の過失の法理」とは、契約当事者の一方が、目的物の原始的全部不能であることを知っていた場合、または過失によって知らなかった場合において、このような一方当事者の態度により、契約が有効であることを誤信したことによって被った相手方の損害を賠償すべき責任をいう。もともとドイツの判例、学説において発達した概念であり、わが国の民法には規定がないが、学説は一般にこの責任を肯定している。なお、「契約締結上の過失の法理」の詳しい内容や判例については、河上[1988]等を参照。

53) 信義誠実の原則（信義則）とは、権利の行使や義務の履行は信義誠実に行わなければならないとする原則で、民法1条2項がこれを規定する。

般に、契約締結を目指して交渉を始め、その交渉行為が進んで、交渉当事者間に一定の信頼関係が生ずるような段階に至った場合には、双方の間には、単なる一般市民の相互間における関係とは異なり、信義則の支配する法的関係が生ずるものというべく、このような関係に立ち至った場合には、双方は互いに相手方の人格、信用、財産等を害さないよう行動をなすべき信義則上の義務を負うものというべきである。そして、右信義則上の義務に反して相手方に損害を及ぼしたものは、その損害賠償義務を負うと解するのが相当である」とした。

この判例の解釈からは、少なくともこの責任・義務は金融機関の抽象的な意味での公共性や特殊性を根拠とするものではない。前述の判例は、「単なる一般市民相互間における関係と異なり」としているが、これは、契約交渉が進展した結果当事者間に法的な関係が生じたという意味にすぎず、当事者の属性(すなわち金融機関の地位)によるものではない。しかしながら、金融機関の取引においては、従来あまり問題とされてこなかった責任⁵⁴⁾・義務だけに、この責任・義務のより具体的な分析・検討⁵⁵⁾が必要であるとともに、判例の動向等には留意しておく必要がある。

ロ. 融資実行義務以外の金融業務に関連する法的責任・義務

融資実行義務は融資等を行わなかったことによる責任・義務であるが、逆に融資したこと、あるいは金融業務に関連する行為によって生じた損害につき金融機関に責任を課す考え方もありうる。以下では、この責任・義務について検討する。

(イ) 担保適正評価義務

担保適正評価義務とは、金融機関が融資をする際に、融資の相手方に対して融資条件となる担保(多くの場合物的担保)を適正に評価したうえで融資を実行する義務をいう。この義務については、大阪地判平成2年10月29日(金融法務事情1284号26頁)の被告側の主張(担保評価に対する被告の信頼、すなわち信義誠実の原則<信義則>の主張)のなかで示唆されたのを受けて、学界の一部で主張され始めている(長尾[1991])。

この判例は、ローン提携販売方式による山林売買に関する事案で、提携金融機関の貸金返還請求に対して、借手(山林の買主)側が、ローンの担保となった山林(売買の目的物でもある)に崖崩れの危険があるなどのため建築確認がおりなかったのは、金融機関が独自に担保の調査、確認を行っていなかったのが原因だとして、借入金の返済を拒絶した事例⁵⁶⁾

54) 契約成立前の過失は、従来売買契約、請負契約に関する議論がほとんどで、消費貸借契約について契約成立前の問題が論じられることはあまりなかった。その理由としては、消費貸借契約には要物契約とする考え方が支配的であったこと、消費貸借契約は売買や請負契約に見られるような駆引きや交渉といったことが少なかったことが指摘されている(山田[1991])。なお、大阪地判平成2年10月2日のより詳しい内容については、鎌田[1991]を参照。

55) この点、前述した融資契約の成立時期の問題((ハ))と同様に、契約準備段階における注意義務についても、まず、公共性を考慮しないでその内容を具体化する必要があると思われる。なお、融資者としての責任を考察するうえでは、契約交渉段階(契約準備段階)での交渉当事者間の法的責任の検討が重要であると思われる。

56) この事例の主たる争点は、土地売買契約に「要素の錯誤」があったとして無効(民法95条)になる場合に、

である。⁵⁷⁾ 裁判所は、担保評価義務については明言しなかったが、「被告（借手）自身も、担保評価は原告（金融機関）自身のためになされるものであり、購入者のためになされるものではないことを十分認識している」として、「原告（金融機関）の債権行使は信義則に反しない」という判断を下した。

一部の学説はこの判決を批判し、以下の2点を根拠として金融機関には担保適正評価義務が課されていると主張している（長尾[1991]）。まず第1に、金融機関は「公共性の原則」から貸付先に対して担保適正評価義務を負うとする。すなわち、金融機関は国から金融業務を認められている企業として、「預金者保護」、「信用秩序の維持」、「資金の適正配分のための公的な役割」を担っており、取引を行う相手方の信頼に依る業務を行う立場にある。そして融資額は担保価格との関連において定められるものであり、担保価格から著しく乖離した与信（貸出）は過剰与信として「公共性の原則」に反することになる。

また第2に、金融機関に寄せる借手の信頼の保護が担保適正評価義務の根拠であるとする。すなわち、金融機関が金融業務に関し専

門的・技術的能力を有する一方で、これと取引する相手方が、知識・経験に乏しく、かつ、判断上必要な情報を有していない場合、後者は担保を徴求する金融機関が担保物を適切に評価しているものと信頼している訳で、その信頼は保護する必要があるとする。⁵⁸⁾ これは、債権法を支配する信義則に基づくものである。

このように、担保適正評価義務という法的な義務を金融機関に認めることは妥当であろうか。まず「金融機関の公共性」を根拠に担保評価義務を認めるのは前述（4.(1)）のとおり公共性概念の曖昧さを考えると妥当ではない。加えて、「公共性の原則」の内容として挙げられた「預金者保護」、「信用秩序の維持」、「適正な資金配分」の論理的帰結として担保適正評価義務は必ずしも導かれぬ。また、第2の借手の信頼保護という点も法的責任・義務を認めるうえでの根拠としては弱い。なぜなら、担保の適正評価は、副次的効果⁵⁹⁾をもたらしとしても、本来は金融機関自身のリスク軽減を目的として、すなわち金融機関自身のために行われるものであるから、これを借手に対する義務と捉えるのには無理がある。

この売買契約を前提として締結された消費貸借契約も要素の錯誤として無効となるかであった。判例はこれを否定し、金融機関の貸金返還請求権の行使を認めている。なお、この事件はローン提携販売（すなわち複合的取引）であることが重要な点であり、単純な消費貸借における担保適正評価義務の議論とは多少異なった考察が必要な問題とも考えられる（なお脚注67を参照）。

57) 類似の事案として大阪地判平成2年11月14日（金融法務事情1284号26頁）がある。この判例は、借手の金融機関に寄せる信頼について「金融機関に対する信頼は、概括的な期待感といったものであり、金融機関が別途保証するかなどの事情がない限り、法的に保護すべきものというのは困難である」とする。

58) この義務が主張される背景の1つには、消費者保護の要請がある。すなわち、消費者の正当な利益の保護が法の理念として金融実務においても求められ、担保評価についてもこの要請を考慮すべきという考え方である。

59) 借手にとっても、担保評価は与信の判定、与信額の規模、最終的な債務弁済の基礎として意味を持つとする（長尾[1991]）。

経済的効果という面では次の2点が指摘される。担保適正評価義務違反を理由とする返済拒否を法的に認知すると、実際上返済能力がある借手ですら、担保評価の誤りを口実に弁済しないことが可能となるから、信用リスクが増幅される危険性がある。加えて、経営の健全性確保という点から担保評価は重要ではあるが、それを怠ったことによる経済的損失を貸手に負担させると、それこそ金融機関自身の健全経営に逆行する結果になる。

また、社会的にみて損害予防のコストが最も小さくなる者にその責任・義務を負わせるべきとする法政策学的な視点から、担保評価の実務に習熟しそのコストを最小化できる金融機関に担保適正評価義務を課すべきとの考え方もあろう。しかしながら、金融機関は担保目的物を適切に評価しうる立場にはあっても、社会的コストを最小化するとは限らず、むしろ、損害予防のコストを最小にするには共同の「担保適正評価機関」なるものを設置した方が効果的という構想すら考えられる。したがって、コスト最小化・効率化を目的として、適正な担保評価を金融機関の義務と捉えるのは困難である。⁶⁰⁾

(ロ) 説明義務

次に以下では、金融取引の複雑化・専門化を背景として、金融機関が取引先に対し商品内容等につき説明する法的な責任・義務⁶¹⁾を課すことは妥当か、またその根拠は何に求めるべきかについて検討する。

金融取引において金融機関の説明不足が問題となりうるケースは2種類あるといわれている(大西[1991])。1つは金融機関の説明不足そのものが金融機関の説明義務違反として取引先から損害賠償請求を受けるケースで、もう1つは金融機関の説明不足が原因で契約に錯誤があり、無効とされたため、金融機関が損害を被るケースである。⁶²⁾本論文では、法的責任・義務の有無が問題となる前者のケースを取り上げる。

金融機関の説明義務が最近改めて問題となっている背景は、従来、金融商品は元本保証の確定利回り商品が中心を占めていたが、金融自由化が進むにつれ、株式・為替相場等の変動により利回りが大きく左右される変動利回り商品が増加し、相場見通しに関する金融機関担当者の発言が顧客の誤解を招きやすくなっているためである。こうした状況下、顧客が説明義務違反を理由として金融機関に対してその損害賠償を請求することが増えて

60) 担保適正評価義務は、連帯保証人(民法454条)との関係でも問題となることがある。連帯保証人側では、保証を行うか否かの意思決定に当たって、金融機関がどのような物的担保を確保しているのか確認したうえで保証を行うことがある。ただこの場合でも、借手との関係と同様の理由で、担保適正評価義務を連帯保証人に対する金融機関の義務と解釈するのは困難と考えられる。

61) この点、証券取引法47条の2は、先物取引に関して証券会社の書面交付による説明義務を定めているほか、証券業協会の自主ルールのレベルにおいても公正慣習規則1号38条や同9号6条が同様な説明義務を定めており、証券会社に関しては説明義務の明文化が進んでいるといえる。また、金融先物取引業者の書面交付による説明義務を明文化している。

62) 前者のケースは、契約が成立していれば債務不履行の問題(民法415条)、成立していなければ契約締結上の過失の問題になる。後者のケースについては、錯誤(民法95条)が問題となる。なお、不法行為責任(民法709条)はいずれのケースでも問題となる。

いる。⁶³⁾

金融機関の説明義務に関する判例としては、大阪地判昭和62年1月29日（金融法務事情1149号44頁）が参考になる。これは、インパクト・ローンの為替差損の賠償を銀行に求めたケースで、外国為替に関する知識や経験がない中小企業者に対し、利用する必然性のないインパクト・ローンの利用を勧誘する銀行は、その仕組み、市場金利の水準、為替相場変動による危険性（その対処策として先物予約を併用する方法があることを含む）などを事前に十分に説明し、その理解を求める信義則上の義務を負担しているとされた。⁶⁴⁾

一方、最近の判例では、不法行為の事例ではあるが、インパクト・ローンとドル先物売り予約の組み合わせ金融商品の紹介に当たって、顧客に対して為替差損が生じ、それがすべて顧客の負担になることを書面および口頭で十分説明していることが認められる以上、この説明行為には社会通念上何ら違法性はないとしたものがある（東京地判平成4年6月26日〈金融法務事情1333号43頁〉）。

このように、最近の金融商品の複雑化・専門化に照らすと、金融機関の顧客に対する取引内容の説明義務自体を否定するのは難し

い。むしろ、いかなる場合に、誰に対して、どの程度の説明義務が求められるのか、とくに、どこまで商品内容等を説明すれば金融機関が免責されるか⁶⁵⁾などが問題になろう。

ところで、この説明義務の根拠は、判例のように信義則に求める考え方が一般的であり、金融機関の抽象的な意味での地位や公共性等⁶⁶⁾は理由付けとならない。また必要とされる説明内容は取引先顧客の知識水準等によって異なりうるものであるから、金融機関の地位といった、個々の取引と切離された抽象概念に義務付けの根拠を求めるのは妥当ではない。この意味では、説明義務は金融機関に特殊な責任・義務ではなく、一般事業法人でも扱う商品や取引の内容が複雑かつ専門的であれば要求される義務なのである（ただし、金融機関の負担すべき説明義務の具体的内容は金融機関の取引形態に依存する）。したがって、説明義務は個々の具体的な取引によって責任・義務の範囲が画せられるものであり、「公共性」等を強調し、説明義務を金融機関一般に課そうとする解釈は、たとえそれが顧客保護を目的とするものであっても妥当ではない。確かに、説明義務自体は金融機関経営に過大な負担を負わせるものではないが、事

63) 変動利回り商品だけでなく、例えば、融資期間の途中で金利引上げを求める交渉においても、予めその法的な根拠を説明しておかないと、説明義務違反に問われる可能性があるほか、新型貯蓄預金などのペナルティー制度（口座の残高が最底預入残高を下回ると金利が安くなる）についても説明義務違反を問われることがありうる。

64) この判例については、銀行サイドを中心とする反対論と、学者を中心とする賛成論が対立している。反対論は、中小企業が素人に含まれるか疑問であるという点、信義則という曖昧な概念を根拠にしている点、インパクト・ローンは円建融資の代替物であり危険なローンを勧誘したとはいえない点などから、銀行の責任がやや過重に捉えられていると主張している。

65) 例えば、相場の予測は顧客がするとしても、顧客が判断をするうえで、金融機関がどの程度判断材料の提供やアドバイスをする必要があるか等である。

66) もっとも、なぜ信義則に反するかを実質的に根拠付ける背景として、金融機関の社会的・経済的もしくは法的地位が考慮されることはありうる。それが妥当か否かは別途検討する必要がある。

務負担の増加を嫌がる金融機関が新金融商品の販売促進や顧客のニーズに応じたサービス提供に躊躇するようになることは、中長期的には顧客の利益に反することとなろう。今後、さまざまな商品が登場することも予想され、こうした状況では、金融機関の説明義務がこれまで以上に問題になる可能性がある。そうした事態に対処するためにも、具体的な場面に依じてどのような説明義務が課されているのか等についてより踏み込んだ分析・検討⁶⁷⁾をしておく必要がある。

(ハ) 不法行為責任

金融機関について不法行為責任（民法709条以下）が問題とされるのは、多くの場合契約責任に近い「取引的不法行為」⁶⁸⁾についてである。これは訴訟上、債務不履行責任（民法415条に基づく契約上の責任・義務）と併せて主張されるケースが多く、不法行為のみを理由として金融機関の法的責任が争われるケースはあまり多くはない。

最近の主要な判例で金融機関につき民法709条の不法行為責任が争われたものとしては、銀行が担保不足の債務者の預金を別段預金に振替えて拘束した事例につき、一定の事情の下では「…預金拘束が直ちに違法であるということとはできない」として不法行為責任を否定したもの（東京地判平成3年2月18日〈金融商事判例 877号23頁〉）のほか、信託銀行が顧客のあて名ラベルの張られた郵便物

の投函を共同事業者に依頼した事案につき、「それは、…本件情報を遺漏したことに当たらない」として守秘義務違反を理由とする不法行為責任を否定した判決（東京地判平成3年3月28日〈金融商事判例880号31頁〉）がある。また、前述の東京地判平成4年1月27日は、金融機関の不法行為責任を認めた事例ではあるものの、原告の設備投資契約の中止と被告の融資拒絶との間には相当因果関係がないとして、損害賠償の額を縮減した。対第三者に対する不法行為責任についても、少し古い判例ではあるが、銀行が取引先との当座勘定取引契約を解約し、未使用の手形用紙を回収しないでいる間に、取引先が当該用紙を振り出して第三者に損害を与えた場合において、最判昭和59年9月21日（金融法務事情1076号28頁）は、「…手形に対する一般的信用を考えると、銀行は…その（未使用用紙の）回収を図るのが相当である。しかし、…未使用用紙に対する回収ないし悪用防止義務は何ら法的根拠がない」として、不法行為責任の成立を否定している。

このように、判例上、金融機関の不法行為責任を拡大する解釈は見当たらない。一方、一部の学説には、不法行為の要件をやや緩和し、金融機関の不法行為責任を広く認めようとする解釈がある。例えば、金融業務における事務ミスは、その性質上、顧客に財産上、信用上の大きな損害を与えかねないので、

67) 新金融商品に関わる説明義務や担保適正評価義務（(ロ)）で取り上げたローン提携販売に関しては、複合的取引上の問題、すなわち売買契約や役務提供契約と融資契約が組み合わされた取引に関する問題（具体的には、融資契約に対する売買契約や役務提供契約の効力等の影響の問題で、説明義務と密接に関わる問題）があるが、この点に関する分析・検討は別の機会に譲ることとしたい。

68) 「取引的不法行為」とは、取引行為の外観を呈する、あるいはその一環としてなされた不法行為をいい、純粋な事実行為の場合の不法行為である「事実的不法行為」と区別される。

「過失」⁶⁹⁾要件の緩和や「無過失責任主義」⁷⁰⁾に近い理論を検討すべきであるという考え方が唱えられている(徳本・酒巻[1981])。しかしながら、「過失」を認定しやすくすることで不法行為責任を拡大する考え方は、「金融機関の特殊性」だけから理由付けするのは困難である。さらに、「過失」を無過失責任に近づける解釈は、公害問題等事実的不法行為において形成されてきた手法であるから、金融機関で問題となることが多い取引的不法行為においてもそのまま妥当するかは疑問である。

また、「金融機関の公共性」や「金融機関の地位(影響力)の大きさ」を根拠の1つとして金融機関の不法行為責任を拡大する解釈も考えられなくはないが、そもそも不法行為責任は損害の公平な填補を目的とするものである以上、抽象的な意味での「公共性」や「地位の大きさ」のみから不法行為責任を導くことはできない。

以上のように考えると、金融機関の不法行為責任を一般事業法人の不法行為責任より重くするような法解釈は難しい。ただ、今後契

約責任を問うケースが増加した場合は、併せて不法行為責任を問うケースが増えることも予想され、今後の金融機関の不法行為責任の解釈の動向には十分注意する必要があると思われる。

(二) ネットワーク責任論

金融機関の提供する決済サービスについては、これが複数の金融機関の関与するネットワークを通じて供給されていること、しかも近年にあっては電子的手段を用いて提供されるケースが多いことから、ネットワーク内の障害等を原因とする決済の未了や遅延が発生した場合に、その損害や手続面の負担(顧客への状況説明、資金取引完了のための尽力等)を金融機関や通信業者等サービス提供に関わった者のうち誰がどのように負うべきかといった問題を提起している。こうしたなかで、近年、決済サービスのEFT化先進国である米国等を中心にいわゆる「ネットワーク責任論」が議論されるようになってきており、例えば、UNCITRAL(国連国際商取引法委員会)の場における国際振込に関するリーガル・ガイドの作成、モデル・ローの採択(1992年5

69) 不法行為責任の場合、「故意・過失」の立証責任は、損害賠償を請求する被害者側にあるが、とくに「過失」の証明は困難なことが多い。無過失責任が認められている場合は別としても、公害その他の企業責任や医療過誤の場合、高度の専門技術を要し、また企業内部の事情のため、「過失」の証明は極めて困難である。このような場合、判例・学説は、裁判官に一応過失があると思わせる事情を被害者の側で証明できれば、必ずしも「過失」についての確信を抱かしめる必要はないとしたり(これを「一応の推定」ないしは「事実上の推定」という)、また過失の前提である注意義務のレベルを引き上げることなどによって証明負担の軽減を図っている。

70) 無過失責任主義の根拠は、①危険責任主義と②報償責任主義の2つがある。①危険責任主義は、危険物・有害物を取り扱っている以上、それにより生じた損害については故意・過失がなくとも当然に責任を負わねばならないとする考え方である。②報償責任主義とは、社会生活上大きな利益を得ているものは、その収益活動から生ずる損害に対して常に賠償すべきとの考え方である。今日、無過失責任主義は立法化されている場合と解釈により認められている場合がある。金融機関につき無過失責任主義を考える場合は、②の点が問題となろうが、あくまで不法行為責任は過失責任主義が原則であるから、無過失責任を認めるには②の点を十分な説得力をもって説明する必要がある。

月)の過程では、盛んに「ネットワーク責任論」が検討されている。

「ネットワーク責任論」とは、ネットワーク取引によって生じる金融機関の責任(免責条項や無権限取引等)を広く指す場合もあるが、一般には前述のように仕向銀行以外の機関(被仕向銀行等)に原因があって生じた事故(事故原因が不明な場合も含む)についても振込依頼人に対する第一義的責任は仕向銀行が負うことを意味することが多い。⁷¹⁾わが国においては、こうした責任分担のあり方は、後述するように振込依頼を依頼人と仕向銀行との委任契約と構成する通説・判例が採る伝統的解釈を前提とする限りにおいては馴染みにくい面もあり、今後の民・商法の解釈論の展開が期待されている。

ネットワークの障害や仕向銀行以外の銀行の過失および事故等が原因で、依頼をした振込が受取人まで届かなかった場合の仕向銀行の依頼人に対する責任の範囲については、相対立する考え方とその中間の考え方の3つがありうる。1つは、特定の場合を除いて原則として仕向銀行は責任を負わないという考え方で、その反対は、振込に携わるすべての当

事者の行為について仕向銀行が責任を負うという考え方である。そして、両者の中間には、仕向銀行が責任を負う範囲は、支払指図が被仕向銀行等に達するまでの特定の時点(責任分界点)までとする考え方もある。これらの議論は、振込委託の法的性質論とも関連しており、これをわが国の通説・判例のように委任契約と解する場合は仕向銀行の責任が限定される解釈に結び付きやすく、請負契約であると解する場合は責任を広く認める解釈に結び付きやすい。⁷²⁾

このうち、ネットワーク責任論は、仕向銀行が自ら関知しえない原因によって生じた損害等についても、振込依頼人に対し第一義的責任を負わなくてはならないという意味において、仕向銀行に無過失責任と類似の責任を認めるものである。こうしたネットワーク責任論の根拠は、①振込依頼人に対する責任を第一義的に仕向銀行に負わせることにより、事故原因の探知・証明が困難と考えられる電子資金取引において顧客を保護する必要があること、②金融機関は、こうしたネットワークを用い、業として大量かつ迅速に資金取引を行っていること、③金融機関は顧客に比べ

71) ネットワーク責任論(ないしはネットワーク責任)の定義自体、学説上も実務上も未だ明確であるとは言い難いため、本論文では比較的よく用いられている解釈にしたがった。

72) 振込委託を請負契約(民法632条)と解すると、請負契約が仕事の完成を目的とする契約であることから、振込が完成する状態、すなわち受取人が資金を受け取る状態までの責任・義務を仕向銀行(請負人)が負っているとの解釈に結び付きやすい(もっとも、何をもって仕事が完成したとするのかはさまざまな解釈がありうる)。一方、委任契約(民法643条)と解すると、委任契約が単に事務の委託を目的とするだけで仕事の完成を目的とする訳ではないことから、仕向銀行は振込の手續を正当に行えばそれで責任・義務を果たしたことになり、受取人が資金を受け取ることまでの責任・義務は負わないとの解釈に結び付く。通説・判例は後者の委任契約説をとっている(振込委託の法律関係については、松本貞夫[1990]およびそこで紹介されている参考文献を参照)。したがって、振込委託の法的性質を厳密な委任契約と解しつつ、ネットワーク責任論を取り入れるためには何らかの立法的手当ての必要性があることが指摘されている(後藤紀一[1989])。なお、この点に関し、電子資金取引(EFT取引)においては、委任契約か請負契約かという典型契約による性格付けをただけでは、電子資金取引の法的な取扱いが明確になるとはいえないとする指摘がある(岩原[1988])。

情報収集能力等の面で優るため、振込に伴うリスクやコストをよりよく把握・コントロールしうることなどが指摘されている。⁷³⁾これに対し、ネットワーク責任論に批判的な見解は、①被仕向銀行は仕向銀行が選択するわけではなく振込依頼人によって指定されること、②仕向銀行以外の銀行等のミスについては通常仕向銀行がいかに注意しても防止しえないこと、③損失負担等による仕向銀行のリスクが増大すること、などの点を指摘する。⁷⁴⁾

国内の振込取引に関して、従来、わが国の判例は委任契約説に立ち、仲介銀行や被仕向銀行の過失により事故が発生した場合については、仕向銀行は振込依頼人に責任を負わないとするのが一般的であった。しかし、高松高判平成元年10月18日（金融法務事情1258号64頁）は、振込送金において被仕向銀行が受取人と別人の預金口座に入金処理をした事例について、「Y銀行（仕向銀行）がA銀行（被仕向銀行）と共同してまたはこれを履行補助者として…送金したものであり、委任の趣旨

に反するもので、契約の本旨にしたがった履行であるとはいえない」として、仕向銀行の振込送金依頼人に対する債務不履行責任（民法415条）を認めた。⁷⁵⁾この判決は被仕向銀行を仕向銀行の履行補助者と構成し、仕向銀行の「過失」を認定しているなど、基本的には委任契約の構成を維持しつつ仕向銀行に責任を負わせたものであり、これをもってネットワーク責任論に傾いたとは判断しにくい。仕向銀行が自己以外の機関（本件の場合には被仕向銀行）の行為から発生した損失の責任を負う点で、ネットワーク責任論に類似している面もあり、今後の判例の動向には注目する必要がある。仮に、わが国でネットワーク責任を認めるとすれば、現在の通説・判例上の解釈（振込委託は委任契約であるとの構成）を修正する可能性がある。

これに対して、国際的な資金取引についてはネットワーク責任論に近い考え方が一部で取り入れられる動きもある。前述したUNCITRALのモデル・ロー14条（money-back guarantee 条項）⁷⁶⁾は、一定の場合におい

73) なお、これ以外にも、金融機関は事後的に過失ある参加者への求償を行いやすい立場にある点、賠償の危険を保険等でカバーする手立てを取りやすく、その費用は手数料で顧客に分散できる点が指摘されている（岩原・藤下[1992]で紹介されている各国意見などを参照）。

74) これ以外にも、そのような責任を認めると損失負担のコストを顧客に転嫁して逆にサービス低下を招来しかねない点、金融機関が振込業務から撤退したり、顧客に振込よりも小切手を使うように勧めるようになるかもしれない点等を指摘している（黒瀬[1992]、飯田[1991]、岩原・藤下[1992]で紹介されている各国意見などを参照）。

75) この判決については、松本貞夫[1990]が詳しい。

76) money-back guarantee（資金返還保証）とは、振込が完了しなかった場合の仕向銀行等の払戻義務で、一定の場合を除いて仕向銀行は、振込が完了しなかった理由如何や振込資金が自己の手許に戻ってくるか否かを問わず、振込依頼人に対して受領済み振込資金およびその利息を返還する義務をいい、強行規定である。なお、仕向銀行およびその後の各受信銀行も、自らの受信銀行から支払済み振込資金およびその利息の返還を受ける権利を有するため、理論上は最終的には仕向銀行も当該資金を取り戻すことができる。問題は、受信銀行の倒産もしくは為替規制等によって、ある受信銀行からの払戻しが受けられなくなる場合のリスクの負担といわれている（岩原・藤下[1992]）。

て仕向銀行に無過失の払戻義務を課す点でネットワーク責任論に一脈通ずる責任を定めたもの⁷⁷⁾といわれている。本条が設けられた背景には、一連の振込手続が完了しなかった場合には、最終的には払込資金を現に保有している、もしくは自分が原因となって払込資金を喪失した銀行が払い戻すとしても、第一義的には仕向銀行が振込依頼人に対し払戻義務を負わなければ遠隔地の銀行が介在する国際振込システムへの信認の確立は困難であるとの考え方があるようである。一方、国内の動きをみると国際振込に関する東京高判昭和59年2月14日⁷⁸⁾(金融法務事情1066号36頁)は、被仕向銀行の過失により生じた振込依頼人の損害につき、「Y銀行(仕向銀行)において、B銀行(被仕向銀行)が被仕向銀行として不適任又は不誠実であることを知りながら、これをX(振込依頼人)に通知し又はこれを解任することを怠ったことについては、これを認めるべき証拠はない(すなわち過失がない)から、Y銀行の責任を問うことはできない」としており、判例上は国際的な振込においてネットワーク責任を認めるような解釈はまだ行われていないようである。このように、両者の解釈が異なる背景としては、モデル・ローでは仕向銀行が振込依頼を拒絶する自由

を有するとの前提に立っているのに対し、国内の実務においてはこうした自由がないという点が指摘されている(松本貞夫[1990])。

ネットワーク取引における責任分担のあり方を考えるに当たっては、顧客保護、すなわちネットワークに対する信頼確保という要素が考慮されている。ネットワーク責任論は顧客保護の側面を重視し仕向銀行の法的責任を加重するものであるが、前述したようにシステムの担い手である金融機関に自らがコントロールしえない原因に基づく損失まで負担しなくてはならないというリスクを負わせることにより、金融機関がネットワークに参加することに消極的になる、あるいは損失負担等を通じて金融機関経営の健全性が阻害され、結果としてシステムの安定性を害してしまうという危険性を孕んでいる点も指摘されている。したがって、電子資金取引における法的責任の分担ルールを検討するに当たっては、顧客保護の要請とシステムの安定性の要請との調和をどのようにして図るかも1つの課題になるものと思われる。

今後、金融機関をめぐるネットワークが拡大・整備されるにつれ、これを用いた資金取引における責任・義務につき誰がどのようなかたちで分担するかといった点が一層クロー

77) モデル・ローでは、リーガル・ガイドの検討過程において統一的にネットワーク責任論として論じられていた点のうち、振込が完了しなかった場合の資金返還保証の部分のみを切り離して14条とし、執行遅延に関する損害賠償の部分は17条で扱い、いわゆるネットワーク責任は採用しないことになった(岩原・藤下[1992])。

78) この判例の事案は次のとおりである。原告X(振込依頼人)は、アメリカで特許を出願するためアメリカの弁理士Aに手続を依頼し、Xは被告Y銀行(仕向銀行)にそのための振込送金を依頼した。XはB銀行を被仕向銀行に選定したうえ、送金がB銀行に到着した時には直ちに受取人Aに対し入金通知をするように依頼し、Y銀行もこれを承諾、B銀行にもその旨を指図した。ところがB銀行は、送金を受理しAの指定口座に入金したものの、Aへの入金通知を怠ったため、Aは特許出願費用等の送金がないと思い特許出願を行わなかった。そこでXがY銀行に対し損害賠償を求めた事案である。

ズアップされることが予想される。⁷⁹⁾したがって、ネットワーク責任をめぐる議論や電子資金取引に関する判例の動向には十分注意し、その内容等を子細に分析・検討しておく必要性が高い。

ハ. 忠実義務・信任義務

忠実義務・信任義務 (fiduciary duty)⁸⁰⁾とは、専門職の地位にあるものが負う契約上の義務を超えた高度の義務⁸¹⁾のことであり、fiduciary という概念は、米国の判例法の発展のなかで承認されているもので、もともとは信託 (trust) の分野における受託者を指す信託法上の概念として発展してきたといわれている (神田[1991])。わが国では、英米法の影響を受けて fiduciary の法理を定めたものと推測できる規定 (例えば、受託者の権利取得の制限を定める信託法22条等) も一部にはあるものの、fiduciary の考え方が十分認識され、承認されるに至っているとは必ずしも言い難いとの指摘がある⁸²⁾ (神田

[1991])。

このような契約関係上の義務を超えた義務を認めようとする背景として、専門的な知識、能力を有する者の役割が増大するにつれ、それらの専門職にある者の倫理の重要性 (すなわち他人<例えば受益者など>の利益を犠牲にして、自己の利益を図ることを防止する) 等が強調されている。米国では医者や弁護士をはじめとして金融や証券の分野においても、専門職の倫理の重要性が認識されており、同様にわが国でも金融機関に対しては、専門家の集団として一般事業法人と異なった忠実義務・信任義務が課せられるのではないかとの議論がありえよう。

しかしながら、取引の専門性を理由に高度な注意義務を課す⁸³⁾という点については、今日では金融以外の分野でも専門性を要求されている分野が数多くある訳であって、金融機関に対してのみ、取引の専門性を強調して、一般的に高度な注意義務を課すことは妥当で

79) なお、松本貞夫[1990]は、仕向銀行の責任の範囲については、今後通信回線業者を含めた関係当事者の責任のあり方を総合的に検討する必要があるとする。

80) 前述した融資実行義務 (イ.)、担保適正評価義務 (ロ. (イ))、説明義務 (ロ. (ロ) 等) は金融機関の具体的な義務であるのに対して、忠実義務・信任義務は必ずしも具体的な義務とはいえない面があり、説明義務等と厳密には同列に扱うことができないため、別個に検討・分析を加えることとする。

81) 通常は、「高度の義務」に加え、他人のために自発的に尽くすという道義的・倫理的義務も含めた意味で用いられる。

82) この点、わが国では個人主義が英米ほど発達しておらず、平等社会であったため、他人に対して高度な義務を負う関係という発想が希薄であったことが指摘されている (神田[1991])。

83) 忠実義務・信任義務 (fiduciary duty) は、そもそもは、信託における受託者は専ら信託目的にしたがって財産を管理すべきであって、他人の利益を犠牲にして自己の利益を図ってはならないことを意味しており、専門性そのものを根拠にする義務ではない。しかしながら、専門的な能力を有する者の役割が増大しているなかで、そうした者の責任・義務を検討するのであれば、専門性そのものに注目して忠実義務・信任義務 (fiduciary duty) を捉えてよいと思われる。なお、商法254条ノ3は、明文で取締役の忠実義務を定めているが、この忠実義務と善管注意義務との関係につき、判例は、「本条は善管注意義務を一層明確にしたにとどまるものであり、通常の委任関係に伴う善管注意義務とは別個の高度な義務を規定したのではない」(最判昭和45年6月24日<民集24巻6号625頁>)としている。学説の多数説も判例の立場を支持している。

はない。また、こうした高度な注意義務を金融取引全体に認めると、取引の迅速性を疎外し、金融取引の効率性に重大な悪影響を及ぼす危険性もあろう。したがって、金融機関の忠実義務・信任義務をそれ自体独立した責任・義務として捉えるのは未だ議論の余地がある。しかしながら、対顧客との関係において金融業務の専門性を全く否定はできないし、今後より高度に専門化された金融業務が展開されることも予想される。こうした状況の下では、説明義務などの他の個別の責任・義務の解釈のなかで、忠実義務・信任義務のような考え方、すなわち金融機関の専門性⁸⁴⁾が考慮されていく可能性はある。

二. 金融機関の免許制と民・商法上の責任

ここでは、金融機関が免許業種（銀行法4条1項等）であることに関連して、金融機関はこの免許を受けているがゆえに付随的な法的責任を有し、民・商法上の注意義務を加重されることがあるかどうかについて検討する。

法令上の「免許」の法的性質として、それが講学上の「許可」に当たるのか、「特許」に当たるのかなどについては論争があるが、⁸⁵⁾一般に銀行法など金融機関の業法上の「免許」は、銀行法等の目的規定（銀行法1条）が銀行の私企業性に言及していることなどを理由に、公企業の「特許」（特定人のた

めに新たな権利を設定し、その他法律上の力ないし法律上の地位を付与する行為）ではなく、「許可」であると解されている。この「許可」は、社会公共への悪影響を防止するために一般的に禁止されている行為について、具体的な申請に応じ、当該行為を行うことが適当と認められる者に対しその禁止を解除する行政行為を意味するものと理解されている。つまり、免許制とは当該業務への参入制限の手段にすぎない訳であり、まずこの点から免許制を採用していることと、民・商法上の責任の軽重とは直接関係はないといえる。

また民・商法上の注意義務が加重されるという解釈は、免許制という公法上の効果が、法の予定外の主体にまで影響を与えてしまう点で妥当ではない。つまり、免許制の効果は当該金融機関のみに及ぶことを予定している⁸⁶⁾はずであるが、民・商法上の注意義務に影響を与えると解釈すると、結果的に当該金融機関の取引の相手方にまで免許制の効果が及ぶことになってしまうからである。

以上から、免許制を採用しているからといって民・商法上の注意義務が加重されると解釈すべきではないと思われる。

(3) 特別法上の法的責任・義務について

イ. マネーローダリング規制等に関わる義務
わが国のマネーローダリングに関わる主

84) 専門性を理由に高度な注意義務を負うのは金融機関だけではない。他の分野においても、専門性を根拠に顧客を保護しようとする傾向が今後一般的に強まることが予想されるため、金融機関を含めた幅広い分野において、「専門家としての責任」のあり方について別途検討する必要がある。

85) もっとも、許可か特許かというような概念的な区別は、最近の行政法ではあまり意味がないと考えられている。

86) もちろん、免許制は究極的には国民全体の利益（例えば、国民経済の健全な発展）を確保することを目的としているのであろうが、少なくとも個々の取引そのものに直接影響を及ぼすことは意図していないと思われる。

な法律としては、「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律」および「国際的な協力の下に規制薬物にかかる不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例に関する法律」（以下、特例法）があり、通達としては「麻薬等の薬物の不正行為に伴うマネーロンダリングの防止について（蔵銀1283号）」がある。これらの法律等は、麻薬取引の国際化、組織化に伴い、国際的な麻薬取引の防止のための基準作り（麻薬新条約〈平成元年12月にわが国も批准〉やバーゼル声明〈昭和63年12月〉等）が進められたことを受け、国内でも「資金洗浄に関する金融活動作業グループ全体報告書」（平成2年4月）が発表されたことに呼応し、国内体制整備の一環として定められたものである。

マネーロンダリングに関する金融機関の主な責任・義務は、特例法の定める「疑わしい取引に関する届出義務」（特例法5条1項）と通達の定める「本人確認義務」である。「届出義務」とは、別に政令で定められる業務において、金融機関が収受した財産が不法収益である疑いがある場合などに、文書で主務大臣に届け出る義務であり、「本人確認義務」とは、口座の開設、貸金庫の貸与、保護預り、信託取引の開始と大口現金取引（外国為替取引で500万円相当額を超える取引、国内取引で3,000万円以上の取引）を行う場合

に、公的証明書等でもって本人であることを確認する義務である。このうち、「本人確認義務」は通達に基づくため、厳密には法律上の責任・義務とはいえないが、法律の内容を実効あらしめるための具体的ルールを定めているという意味で、本論文では法的責任・義務に類似するものとして扱う。

まず「届出義務」、「本人確認義務」について、金融機関に対してのみこのような義務が課される立法趣旨をみると、これには2つの説明がありうる。一般的な説明は、薬物犯罪から生じる巨額の不法収益を剥奪し、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えて弱体化させるためには、⁸⁷⁾ 収益の没収を逃れるために行われている金融機関を利用したマネーロンダリングを防止する⁸⁸⁾ ことが必要であり、そのためには金融機関に「届出義務」、「本人確認義務」を課することが望ましいとするものである。もう一方の説明としては、社会的使命を担っている、もしくは「公共性」を有する金融機関がマネーロンダリングのような不正な行為に加担するような状況に置かれることは望ましくなく、これを未然に防ぐという狙いがあるというものである。

このうち金融機関の社会的使命を強調する後者の解釈は妥当ではない。なぜならば、犯罪に加担するのが望ましくないという点では、金融機関であっても一般事業法人であっても同じだからである。マネーロンダリン

87) この点、麻薬等薬物汚染の最も大きな原因は、薬物の不正取引がきわめて大きな利益をもたらす点にあることが指摘されている（例えば、大阪弁護士会民事介入暴力等対策委員会研究グループ編[1992]）。

88) 届出義務などのいわゆる報告制度については、大別して次の2つのシステムが実施されている（瀧澤[1990a]）。1つは、疑わしい取引の探知については、第一義的に金融機関の責任とし、そうした取引を発見した場合には、当局に通報させる方法であり、もう1つは、金融機関に一定額以上の現金取引等を報告させ、当局が疑わしい取引を探知する方法である。後者の方が金融機関の負担は少なく、わが国は後者の方法を採用している。

グ対策には、国内法の整備と金融機関の役割の強化が必要であるとの指摘（瀧澤[1990a]）からも明らかなように、金融機関にこうした義務・責任を課すのは、それがマネーロンダリングの防止に最も効率的と考えられているからである。したがって、金融機関の社会的使命を強調して「届出義務」、「本人確認義務」を重くするような解釈は望ましくない。

マネーロンダリング防止目的の「本人確認義務」については、麻薬取引に伴う預金口座開設それ自体は金融機関の経営健全性確保に直接悪影響を及ぼすものではないため、金融機関に無用なコストを負担させているのではないかという反論がある。しかしながら、前述したように、金融機関にマネーロンダリング行為の防止への協力を求めるのは、それが薬物犯罪防止に最も効果的であるためであり、金融機関の経営の健全性確保の要請とは別の政策目的からやむをえず負わされている最小限の負担と捉えることができるのではないかと思われる。また、麻薬犯罪を撲滅することは経済社会全体にとっては有益であることは間違いなく、そのために金融機関が必要最小限のコストを負担することは、最終的には金融機関自身の利益に少なからず寄与することになるから、必ずしも無用なコストとはいえないとも考えられる。

ところで、金融機関の「(真正な) 本人確認義務」については、一般の預金取引においてそれを否定した判例（最判平成元年3月2日<金融法務事情1220号27頁>）がある。本件は、預金口座開設の際に名義を無断で利用

された者が、金融機関が本人確認義務を怠ったことにより人格権が侵害され、精神的損害を受けたとして、その損害賠償を金融機関に求めた事例である。判例は、「…他人名義での取引も生じうることになるが、個々の預金取引がいかなる名義の下に行われているかは一般的に公開される事柄ではないから、これによって直ちに社会生活上格別の不都合を生ずるとは考えられない」としたうえで、「銀行預金取引が不特定多数人との間に大量かつ反復的に行われるものであることからして、銀行に取引相手方の氏名の真実性を確認する義務を負わせるならば、取引の迅速簡便性を害すること甚だしく、経済活動にとって大きな障害となるのを免れない」として、「本人確認義務」を否定した。この判例の「本人確認義務」は真正な本人に対する義務と観念される一方、マネーロンダリングに関する「本人確認義務」は監督当局に対するものであるなど、両者の義務を負う相手が異なるため、判例の解釈がマネーロンダリング防止のための「本人確認義務」の解釈に影響を及ぼすものとは必ずしもいえないが、⁸⁹⁾判例が重んじる「取引の迅速簡便性」という点はマネーロンダリングに関する「本人確認義務」においても考慮すべき要素である。したがって、この義務は前述したように、マネーロンダリング行為の摘発のためにやむをえず課されている特別な義務と捉え、その趣旨を積極的に評価しながら、今後この責任・義務と「取引の迅速簡便性」の要請とをいかにして調和させていくべきかなどの点を考慮しておく必

89) 逆にマネーロンダリングに関する規則等が設けられたことで、「(真正な) 本人確認義務」の判例の解釈が、若干修正される可能性もある。

要がある。

ロ. 独占禁止法上の責任・義務

(イ) 独占禁止法の適用・運用がクローズアップされている背景

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、独占禁止法）は、まず企業間の公正で自由な競争を促進することを直接の目的とし、究極的には一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発展を目的とする。同法は企業のさまざまな競争阻害的行為を規制しているが、なかでも禁止行為の3本柱といわれるのが、私的独占の禁止、不当な取引制限の禁止、不公正な取引方法の禁止である。⁹⁰⁾

最近、わが国でも金融機関の取引について、この独占禁止法の適用・運用の厳格化がクローズアップされている。平成4年6月には全国銀行協会連合会が「銀行の公正取引に関する手引き」を作成し公表したが、これも独占禁止法対策についての金融機関の関心の高まりを示している。もちろん、過去においても金融機関について独占禁止法違反が問題⁹¹⁾となった事例はいくつかあり、必ずしも新たな問題とはいえないのであるが、とくに、最近、金融機関について独占禁止法が注目される背景としては、通常次の3点が指摘

されている（長谷川[1991]等）。

第1は、日米構造協議に端を発する一連の独占禁止法の運用強化である。この運用強化の一環として、課徴金の上限を引き上げる（売上高に乗ずる率を原則1.5%から原則6%に引上げ〈平成3年4月26日公布〉）等の法改正がなされたほか、公正取引委員会のより一層の役割強化が期待されている。

第2は、金融自由化の進展および金融制度改革である。すなわち、金融自由化の進展等により、従来の諸規制・諸慣行が撤廃・緩和され、各金融機関が自由に活動できる分野が広がってきたことに伴い、独占禁止法の適用範囲がより拡大している訳である。

第3に、最近における一連の金融不祥事も独占禁止法適用強化の動きの1つの契機となった。つまり、金融機関の不祥事に対する批判のなかで、⁹²⁾証券会社や金融機関の行動についての透明性・公正性が確保されるべきとの指摘がなされ、その手段として独占禁止法の適用・運用強化が唱えられているのである。

このように、独占禁止法と金融機関の関わり合いは従来にも増して大きくなっているが、それでは従来、金融業界については独占禁止法適用が問題とされることが少なかった

90) 独占禁止法違反の措置には①行政的措置（排除措置、課徴金納付）、②刑事罰、③民事的措置がある。このうち③の民事的措置は無過失賠償責任（独占禁止法25条）であること、および取引主体の経済力の対等性を前提とし国家が個々の経済活動に干渉しないことが民・商法の原則であるのに対して、独占禁止法は経済活動に対する国家の介入に関する法であることから、本論文では独占禁止法に基づく責任・義務を民・商法に対する特別法上の責任・義務と捉えることにする。

91) 古くは金利協定を独占禁止法違反とした事件（公取委昭和22年12月22日審決〈審決集1巻1頁〉）、融資先への人事干渉を独占禁止法違反とした事件（公取委昭和32年6月3日審決〈審決集9巻1頁〉）があり、さらに歩積・両建預金の強制を独占禁止法違反とする最高裁判決もある（最判昭和52年6月20日〈金融法務事情827号23頁〉）。

92) 証券会社については、平成2年の損失補填問題につき、公取委が「損失補填は不公正な取引に該当し、独占禁止法19条に違反する」との勧告を行っている（平成3年11月20日）。

のではないかといわれているのはなぜであろうか（長谷川[1991]等の論調）。独占禁止法の適用除外を法定するものとしては、独占禁止法自体が規定する⁹³⁾ものと適除法⁹⁴⁾（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律）に基づくもののほか、個別の法律によるものがあるが、これに加えて解釈上の適用除外があるといわれている。そして、金融機関について独占禁止法が問題とされることが少なかったことについては、解釈上の適用除外であるとして、次のように説明されている。すなわち、金融機関等の規制業種については、むしろ許認可制という規制が競争の代わりとなってその分野における適正な経済秩序を保ち、寡占のもたらす弊害を防止する役割を果たしている（すなわち、政府規制と独占禁止法の目指すところとは矛盾するものではない）ため、独占禁止法の適用が問題とされることが少なかったと説明されている（長谷川[1991]）。もっとも、この見解に対して、独占禁止法の適用除外を厳格に解する立場からは、そもそも金融業を独占禁止法の適用除外と解釈する合理的な根拠はなく、単に事実上問題にされることが少なかっただけにすぎないという見解もありうる。

いずれの立場を採るにしても、最近の金融機関に対する独占禁止法の適用をめぐる議論は、一般事業法人と同様に金融機関に対しても、より一層独占禁止法が適用されるようになってきたことを意味している。⁹⁵⁾ただし、金融機関と一般事業法人間の相違をまったく無視して、一律に独占禁止法が適用されるべきかについては⁹⁶⁾議論の余地があるし、少なくとも金融機関の独占禁止法上の責任が一般事業法人よりも重く解釈されている訳ではないと思われる。

そして、こうした理解に立って、金融機関は独占禁止政策遵守のためのコストを、金融自由化に付随するコストとして、他の一般事業法人と同様、金融機関の自己責任において負担すべきであり、また、一般事業法人と同様に独占禁止法上の責任・義務を十分に認識しておくことが重要であろう。

以下では、金融機関の業務・行動に関して独占禁止法上問題となると考えられる論点のうち、ごく基礎的なものだけに絞って個別に検討する。

(ロ) 私的独占・不当な取引制限の禁止について

私的独占・不当な取引制限とは、ともに公共の利益に反し、一定の取引分野における競

93) 独占禁止法自体が規定する適用除外については、もともと独占禁止法の適用対象にならない行為について適法性を確認する規定であるとする説（確認説）と、そもそも独占禁止法違反行為を除外規定によって規制の対象から外したとする説（創造説）があり、確認説は解釈上の適用除外を広く認めるためにしばしば援用されている。もっとも、現在の多数説は適用除外とされる分野についても、できる限り独占禁止法を適用していこうとする立場をとっている。

94) 例えば、信用金庫は適除法2条2号ヲにより、独占禁止法8条の適用除外団体となっている。

95) 規制産業と独占禁止法の関係については根岸[1984]、銀行・証券等と独占禁止法の関係については根岸[1992a]を参照。

96) 独占禁止法が標榜する競争原理を銀行業・銀行取引に対して無制限・無限定に適用すべきかという問題意識から、規制産業としての銀行、決済システムの担い手としての銀行等との関連において、独占禁止法は「ある程度の調整局面があって然るべき」とする見解がある（堀[1993]）。

争を実質的に制限する行為である。私的独占については独占禁止法2条5項が定義し、3条前段で禁止されている。一方、不当な取引制限とはいわゆる「カルテル」と呼ばれるもので、独占禁止法2条6項が定義し、独占禁止法3条後段がこれを禁止する。

金融機関でカルテルが問題となった最近の事例としては、①平成3年9月中旬に行われた都市銀行の短期プライムレート改定に際して、公正取引委員会が金利改定幅等について説明を求めた事例、②平成3年12月に、社債の受託手数料が各行とも同一であることについて公正取引委員会が大手7銀行に対し厳重注意を發した事例、③都市銀行等が平成3年春に行った「短期プライムレート連動長期変動貸出金利」（いわゆる「新長プラ」）への移行について、平成3年12月に大阪、京都の弁護士が独占禁止法に違反するとして公正取引委員会に対し刑事告発等を求めた事例が挙げられる。⁹⁷⁾

こうした金融機関の行為については、多くの見解がカルテル成立の要件である「共同して」（独占禁止法2条6項）行った行為であるとすれば、すなわち意思の疎通（具体的には話し合い等）があれば、独占禁止法違反に当たるとしており、これを否定する解釈はほとんど見当たらない（例えば、根岸[1992b]）。

これに対して、金融機関の「公共性」を強

調する立場からは、次のような解釈も可能ではある。すなわち、金融機関の業務は「公共性」を有しており、その提供するサービスの価格（すなわち金利や手数料）の設定に際し、国民経済全体の利益等を考慮する面がある。したがって、これらの行為すべてが独占禁止法2条6項の「公共の利益に反して」いるとはいえず、独占禁止法の適用は一般事業法人よりも弾力的に行うべきであるとの解釈もありうるのである。

しかしながら、このような見解は次の点からで妥当ではないと思われる。まず、「公共の利益」については、解釈上争い⁹⁸⁾があるものの、公正取引委員会および多数説は、自由競争を基盤とする経済秩序そのものと狭義に解する立場をとっており、必ずしも国民経済全体の利益と捉えてはいない。したがって、金利や手数料を一律に決定すること自体が「公共の利益」に反することになる。また、そもそも金融機関の「公共性」を強調して、他の一般事業法人よりもカルテルに関する法的な責任・義務を軽減することは、金融自由化が進展して「公正な」競争が要請されていることに逆行する恐れがあり認め難い。しかも、カルテルに関する責任・義務を従来より厳格に解したとしても、金融機関経営の健全性確保の要請と矛盾する訳でもない。金融機関経営の健全性確保の要請は、公正かつ自由

97) この告発によると、銀行がほぼ一斉に新長プラへ移行したことは、カルテルのみならず借手に対する「優越的地位の濫用」に当たり、独占禁止法19条違反であるとする。

98) 独占禁止法2条6項の「公共の利益」の解釈については、①自由競争を基盤とする経済秩序そのもの、②一般消費者の利益の確保および国民経済の民主的で健全な発達の促進、③生産者・消費者の利益を含む国民経済全体の利益等という3通りの考え方があり。昭和59年2月24日の最高裁判決では、反公益性とは「原則としては同法の直接の法益である自由競争秩序に反することであるが、形式的に右に該当する場合であっても、右法益と当該行為によって守られる法益とを比較衡量して…同法の究極の目的に實質的に反しない（場合は）…不当な取引制限から除外する趣旨と解す」べきとしている。

な競争の下で金融機関の自己責任によって達成されるべきものだからである。

ところで、金融機関の業務については、さまざまな行政指導が行われ、それによって金融機関の自主的な事業活動が事実上制約を受けることがあるといわれている（根岸[1992b]）。この行政指導の問題に関しては、著名な判例もあり（最判昭和59年2月24日〈判例時報1108号3頁「石油価格カルテル事件」〉）、古くからカルテルとの関連⁹⁹⁾でさまざまな観点から議論されている。例えば、行政指導が関与していることが違法性を阻却する理由となるかどうか1つの重要な論点となっている。この点については、独占禁止法違反行為が行われた場合は、そこに行政指導が関与しても、原則としてその違法性は阻却されないとするのが従来の判例や公正取引委員会の立場であった。しかし、前述の判例は限定的であるものの、行政指導が関与した共同行為について違法性を阻却した。この判例によると、行政指導が共同行為の違法性を阻却する場合として、①行政指導を必要とする事情の存在、②社会通念からみた行政指導の方法の相当性、③当該行政指導と独占禁止法の究極の目的との合致、という3つの基準を設定している。もっとも、この理論によっても、行政指導が関与した共同行為が適法と

される余地は少ないとされている。このように、一般に行政指導による競争制限行為が適法とされるのは例外的であり、③の基準がある以上、金融機関について一般事業法人与異なる扱いをすることはできないと考えられる。

(ハ) 不公正な取引方法の規制について

不公正な取引方法の規制とは、公正な競争を阻害する恐れのある行為を予防的に規制することを目的とするものである（独占禁止法19条）。独占禁止法2条9項、公正取引委員会告示15号（不公正な取引方法〈一般指定〉）はそうした行為を類型化しているが、そのうち金融機関においてとくに問題となるのが「優越的地位の濫用」（一般指定14項）である。ここで問題となる優越的地位とは、市場において圧倒的なシェアを有する独占または寡占といった絶対的な優越性に限られず、ある企業が他の企業に対し相対的に優越することによって、その相手方企業に不当に不利益を課すことのできるような取引上の地位を含む。優越性の判断に当たっては、取引依存度、市場における地位、取引先変更の可能性、取引対象商品の需給関係等を考慮して判断すべきとされている。金融機関について「優越的地位の濫用」として問題となったのは、役員選任条件付取引と歩積・両建預金¹⁰⁰⁾であ

99) 行政指導とカルテルについては、当該行政指導自体が独占禁止法の法益と対立し、法律の優先の原則に違反し違法であるかとか、当該行政指導に関連した事業者の行為が独占禁止法違反行為に当たるのかという論点がある。後者については、関連する事業者の行為を捉え、共同行為（独占禁止法3条後段、8条1項1号）として違法とできるか、あるいは行政指導が関与していることが違法性阻却事由となるかが問題となる。

100) 役員選任条件付取引や歩積・両建預金が問題となった事例としては、脚注91)のほか、公取委勧告審決昭和28年11月6日（役員選任条件付取引）や最判昭和51年9月28日（金融法務事情833号31頁〈歩積・再建預金〉）がある。

り、¹⁰¹⁾今後問題となりえるものとしては、金融取引における約款が挙げられている。¹⁰²⁾

ところで、金融機関の取引先は、融資を受ける必要から金融機関に対して依存関係があり、金融機関は取引先に対し、このような依存関係を根拠とする取引上の優越した地位を有していると一般に考えられている。この点からすれば、金融機関の取引は独占禁止法上問題とされることが多いことになろうが、前述したように優越的地位にあるか否かは、問題とされている個々の取引ごとに具体的に判断されるべきことであるから、金融機関が独占禁止法上優越的地位にあることを一般化して考えるのは妥当ではない。このことは、逆に、今後具体的な取引に応じた金融機関の独占禁止法上の法的地位（とくに、優越的地位にあるか否か）を綿密に検討・分析しておく必要があることを意味している。

(二) 株式保有の制限について

独占禁止法は、株式保有が企業結合拡大の手段として有効であるがゆえに、それにより経済力の集中が過度に促進されることを防ぐため、会社の株式保有に制限を加えている（独占禁止法9条、9条の2、10条、14条等）。¹⁰³⁾とくに金融機関に対しては、¹⁰⁴⁾独占禁止法11

条により厳格な持株制限が加えられている。以下では、金融機関の法的責任論との関係で、厳格な持株制限を定めた独占禁止法11条の立法趣旨について検討する。

独占禁止法11条の立法趣旨をめぐっては、支配防止説と癒着防止説の2つの解釈が対立している。支配防止説は、金融機関の資金力が大きいことから、その株式保有による支配を手段として金融機関を中心とする企業結合が形成され、過度の経済力の集中が促進されるので、それを防止することが11条の目的だとしている。一方、癒着防止説は、産業支配の防止に加えて、金融機関の株式保有に伴って生じる事業会社との間の親密な関係により、資金の流れに隔たりが生じ、それにより事業会社間の競争に影響を与えることを防止するのが同条の趣旨だとする。どちらの説も資金力の大きさや癒着による影響の大きさなどの点で金融機関が一般事業法人と異なることを前提としており、その意味では金融機関の独占禁止法上の責任・義務を加重しているようではあるが、ここで問題とされているのは抽象的な意味での「公共性」や「特殊性」ではないことに注意する必要がある。

また、11条の前後の持株制限規定と併せて

101) このほか、手形交換所の取引停止処分につき、独占禁止法違反が争われた事件（東京高判昭和58年11月17日〈金融法務事情1050号43頁〉）があり、学説上も議論がある（例えば、根岸[1990]）。

102) 約款は企業の側で一方的に作成されるため、作成者側に有利な内容となりやすい。しかも、取引の相手方は、その内容につき約款作成者である企業と個々に交渉して取引条件を決定していくのは困難である。したがって、約款に関して企業は圧倒的に優位な立場にあり、不当な取引拒絶や差別的な取引条件等を相手方に押付けることが多く、それが「優越的地位の濫用」と判断される可能性があることが指摘されている（長谷川[1991]）。

103) ここでは、「金融業」とは銀行業、信託業、保険業、無尽業、証券業であると定義される（独占禁止法9条の2）。

104) 株式保有制限に関する規定は幾度かの改正を経ているが、独占禁止法11条の改正としては、持株比率制限を強化した昭和52年改正が重要である。この改正の理由は、当時金融会社による株式保有が急増していたことから、従来の持株比率上限（10%）では銀行等による産業支配やその影響力の行使を有効に防止しえないとの認識があったからだといわれている。

考えると、金融機関の持株制限が一般事業法人に比べてとくに重くはないとの見方もできる。すなわち、第1に、独占禁止法11条の持株比率制限が強化された昭和52年改正では、同時に金融機関以外の会社に対しては9条の2の株式保有の総額規制が新設され、11条は例外的な規定でなくなったとの指摘がある（実方[1983]）。第2に、独占禁止法上、金融機関に対しては、一定基準以上の事業会社に課されている株式保有状況の報告義務（独占禁止法10条2項）が負わされてはいない。

なお、ここで検討したもの以外でも、合併など金融機関の独占禁止法上の問題は多岐に亘っており、今後さまざまな局面で独占禁止法上の責任・義務が問われる可能性は高い。

5. 今後の金融機関の法的責任論の展開

最後に、これまでの議論を踏まえたうえで、今後わが国において金融機関の法的責任について検討する際の分析の重要性と明確な根拠の必要性および金融機関が負うべき責任・義務の範囲について、改めて整理・指摘しよう。

(1) 金融機関に関する法的責任の分析の重要性

金融機関の法的責任が問題となっているさまざまな背景のなかには、企業の法的責任を改めて見直そうとの動きのほかに、金融自由化という金融機関独自の要因もある。すなわち、金融規制の緩和によって金融機関の業務範囲が拡大し、金融サービスや金融商品がより複雑化・多様化して、さまざまな法的な問

題に直面しやすくなっていることであるが、これには2つの側面があると思われる。1つは、説明義務のように、規制緩和が進むにつれ、法律的に複雑・多様な取引が増えたために、従来と同じような対顧客行動では十分な義務の履行が確保できず、その結果顧客に損失が生じて法的責任が問われるようになった面であり、もう1つが、独占禁止法のように、規制緩和の結果これまで一般事業法人と比べてあまり問題視されなかった法的責任が、一般事業法人と同様に、より一層問われるようになった面である。そして、金融自由化が金融機関の法的責任・義務のあり方を問い直す要因であるとするれば、今後とも金融自由化が進んでいく限り、金融機関の法的責任はさまざまな局面で問題となってくることを意味している。

こうした状況の下では、金融機関の法的責任・義務を分析し、明確にしておく必要性が高い。それは、紛争に巻き込まれた場合に必要な訴訟手続上のコスト負担と敗訴による損害賠償の負担を予め回避することと、紛争が生じた場合に、安易に裁判外の手続である和解等に応じた結果、必要以上の損失を負担することを防止するためである。この点に関しては、米国における融資者責任訴訟等の金融機関の法的責任をめぐる動向等が参考になる。

本論文での検討の結果、判例の解釈等は決して金融機関に過度の責任・義務を負担させるものではないことが分かったが、これは逆に金融機関が自己の法的責任・義務を正確に把握さえしておけば、訴訟を未然に防止しえた¹⁰⁵⁾ことを意味していると解することもで

105) この点に関し、現時点においては責任を負わないケースであっても将来的には異なった司法判断が行わ

きよう。

また、金融機関が法的な面から「自己責任」を明確に意識するためにも、その法的責任・義務を正確に把握しておく必要がある。すなわち、金融機関が「自己責任」、とくに法的な面から「自己責任」を十分に認識し、自己の行動に反映させるためには、その前提として自己にどのような責任・義務が課されているかなどの点で、自ら容易に判断できることが必要である。その意味で、具体的な業務ごとに、予め法的責任・義務が課される根拠やその範囲等の正確な分析・検討を行う必要がある。この点、本論文で取り上げた判例のなかには従来とは異なる解釈を展開している判決もあり（大阪地判平成2年10月12日や高松高判平成元年10月18日など）、こうした面からも今後金融機関の法的責任論の展開には十分注目しておく必要がある。

(2) 明確な法的根拠の必要性

次に、金融機関の法的責任を検討する際に考慮しておかなくてはならない諸点について触れておく。

前述したように、金融機関の法的責任・義務が従来より増して問題となってくる状況においては、自己の法的責任・義務の範囲やその内容を具体的場面に応じて正確に把握することが肝要である。そのためには、法的責任・義務を課するための根拠については慎重な検討を要する。例えば、抽象的な意味での「公共性」等の一般条項的な概念のみで責任・義務を根拠付けることは、前述(4.(1))したよ

うに、その概念の輪郭がそもそも曖昧であるため、金融機関の法的責任・義務の範囲が不明瞭となり、とくに複雑な事例において何が許されるべき行為なのか自ら判断できなくなる惧れがある。このような事態は、金融機関が各種の法的な問題に適切に対応できなくなるばかりではなく、法的な面での「自己責任の原則」をないがしろにしてしまう可能性がある。とくに、「公共性」という概念は前述のとおり多義的で非常に曖昧な概念になっており、「公共性」の内容を明確にしないで法的責任・義務の根拠にすることは、たとえ他の根拠が併せて主張されていたとしても、可能な限り慎重であるべきであろう。これまで検討してきた責任・義務のほとんどは抽象的な「公共性」の概念を持ち込まずに根拠付けられるものであるし、それを持ち込まないと説明できない責任・義務は、その根拠の正当性が疑わしいものとなろう。

また、明確な根拠なしに法的責任を加重ないし拡大する解釈は、義務違反を問われることを惧れて金融機関を萎縮させてしまう効果や、場合によっては金融機関の意図しない行為（特定経済主体・業種への融資実行義務など）を強制してしまう効果をもたらす可能性があり、結果として金融機関の公的規制と同様の効果が生じる点で、金融自由化の理念に逆行しかねないという問題も孕んでいる。例えば、単なる既契約の履行ということを超えて特定経済主体・業種への融資実行義務を課するのは金融機関経営の健全性確保に反する惧れがあり、そのような融資実行義務は法的責

れることがありうる（例えば企業の責任など）ため、訴訟そのものを未然に防止することはかなり困難ではないかとの見解もある。しかし、司法判断が短期間で極端に変化することはあまり想定できないはずであり、したがって、現時点における自らの法的責任を正しく認識しておけば、将来的にもある程度は訴訟を未然に防止できるであろう。

任であると解すべきではない。さらに、法的責任を加重する解釈は、それによる金融機関の負担やコストの点でも問題となり、米国では行政当局による規制に関して regulatory burden の問題とそその対応策が論争されている。「説明義務」等で問題となったように、必要以上のコストが生じるような法解釈は避けるべきで、法の予定している目的の達成とそのコストとの調和を考慮すべきである。

加えて、金融機関の法的責任・義務の解釈については、一般事業法人と区別して特別視する点も問題となる。金融機関の法的な責任を特別視する解釈は従来よりみられるところであり、例えば「銀行責任は、医療過誤をめぐる医師の責任がそうであるように、1個の独立した責任類型として銀行に固有の責任態様と観念すべし」などという主張があった（國井[1986]）。確かに金融機関の取引は近年複雑化し、法律関係が錯綜する場合が多く、金融機関の法的責任を独立させ、集約して検討することは思考を整理するうえで有効かもしれない。しかしながら、法解釈の際にあえて一般事業法人と区別するのは、根拠等の十分な検討もなされないまま、法的責任を加重してしまう結果を招きやすい。したがって、金融機関の法的責任・義務もできるだけ特別視しない法解釈から出発する必要がある。

こうした点からすれば、金融機関の法的責任・義務を過度に加重する解釈は、可能な限り回避すべき解釈といえよう。

(3) 金融機関の負うべき責任・義務の範囲

それでは、どのような解釈を基本にしつつ、金融機関の法的責任・義務を把握するのが妥

当なのであろうか。

これまでの議論を前提にすると、わが国における金融機関の法的責任・義務の範囲については、次のような1つの解釈の方向性を示すことができる。すなわち、一般法上の責任・義務については、少なくとも原則的には一般事業法人と同様の解釈で法的責任・義務が課されるべきである（例えば説明義務など）。ただ、一般法の原理を修正する場合がまったくないとまでは言い切れず、特定の合理的な政策目的から、一般法の原理を特別立法などで修正し、責任・義務を若干拡大することはありうるであろう。しかしながら、その場合であっても、抽象的な「公共性」などの不明確な概念を根拠にするのではなく、具体的なかつ明確な政策的要請を根拠とすべきであり、しかも拡大解釈は極力限定しなくてはならない。その意味で、一般法の原理を修正する場合は、解釈による修正より法律による修正が望ましい。

他方、特別法上の責任・義務については、特定の合理的な政策目的を達成するためにやむをえない場合か、もしくは金融機関にその責任・義務を課することが社会経済上のコストを最小化することが明確な場合（それは「政策目的を達成するためやむをえない場合」と密接に関連するが）にのみ、金融機関は特殊な責任・義務を課されることがありうる（例えばマネーローダリング規制における報告義務）。なお、金融機関以外にも適用のある特別法上の責任・義務は、基本的には一般事業法人と同様の範囲で責任・義務を負うものと解釈すべきと思われる（例えば独占禁止法上の責任・義務）。¹⁰⁶⁾

106) この点については、4. (3) ロ. (イ) および脚注96)を参照。

6. おわりに

今後わが国においても、企業における製造物責任問題や知的所有権問題等の法的責任とともに、金融機関の法的責任が問題となってくる可能性はきわめて高いと思われる。そして、金融機関の法的責任に関する解釈は、金融機関の行動や経営に重大な影響を与える可能性があり、金融システム全体をめぐる議論のなかでも無視できない問題となろう。

したがって、金融機関の責任・義務について、米国等における議論を踏まえつつ、今後より綿密かつ慎重な検討が加えられることが望ましい。その際には、「金融機関経営の健全性確保の要請」や「金融システム安定性の維持の要請」等との関係、あるいは「顧客保護の要請」との調和や「自己責任原則」の位置付けについても、改めて問い直してみる必要があるのではないと思われる。

そのためにも、今後とも正確な法律上の問題点の把握や基本的な法解釈を行うことがまず必要であり、とくに法的な根拠については、十分慎重に検討し、すべての関係者が納得できるような明確な根拠を求めるべきであると思われる。そして、金融機関自らが、自己の法的責任・義務を個々の具体的な場面に応じて的確に認識し、対応していくことが重要であろう。

また、顧客あるいは投資家側の責任分担という視点や金融機関以外の金融仲介機関や一般事業法人の法的責任・義務との比較なども考慮しながら、金融機関の法的責任論の研究をより進展させていく必要があると思われる。

以上

[日本銀行金融研究所研究第2課]

【参考文献】

- 飯田 勝人、「国際振込に関するモデル法草案の第13条についての私見」、『金融法務事情』No.1308、金融財政事情研究会、1991年12月
- 飯田 英男、「アメリカの新薬物濫用規制法について」、『判例タイムズ』、No.633、判例タイムズ社、1987年7月
- 乾 昭三、「企業責任とは何か」、『企業責任<第三版>』、乾 昭三・平井宜雄（編）、有斐閣、1981年
- 岩原 紳作、「電子資金取引に関する法制整備の必要性と課題—金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会中間報告をめぐって—（第1回～第5回）」、『金融法務事情』No.1203～No.1211、金融財政事情研究会、1988年10月～1989年2月
- ・藤下 健、「『国際振込に関する UNCITRAL モデル法』の逐条解説」、『金融法研究』資料編（8）・別冊、金融法学会、1992年
- 上柳克郎・鴻 常夫・竹内昭夫（編）、『新版注釈会社法 第6巻』、有斐閣、1987年
- 遠藤 浩（編）、『基本法コンメンタル<第3版>（債権総論）』、日本評論社、1988年3月
- オートワイン、A・ブルース、松岡宏明、「米国の貸付者責任に関する判例動向」、『金融法務事情』No.1314、金融財政事情研究会、1992年3月
- 大熊まさよ、「最近の独占禁止法施行状況」、『商事法務』No.1271、商事法務研究会、1991年12月
- 大阪弁護士会民事介入暴力等対策委員会研究グループ（編）、「特集＝麻薬新法によるマネー・ロンダリング規制」、『金融法務事情』No.1309、金融財政事情研究会、1992年1月

金融機関の法的責任論の新展開

- 大西 武士、「金融取引における銀行の説明不足」、『銀行実務』No.319、銀行研修社、1991年7月
- 雄川一郎・塩野 宏・園部逸夫（編）、『現代行政法体系 第1巻』、有斐閣、1983年
- 尾澤 宏和、「環境法と金融機関～レンダー・ライアビリティとは何か～」、『国際商事法務』Vol.19、No.11、国際商事法研究所、1991年11月
- 折谷 吉治、「『預金者保護』の目的をあらためて問う」、『金融財政事情』Vol.42、No.15、金融財政事情研究会、1991年4月
- 籠宮 紀元、「『銀行の公正取引に関する手引』の概要」、『金融法務事情』No.1325、金融財政事情研究会、1992年7月
- 鎌田 薫、「手形割引契約の準備段階における責任」、『金融法務事情』No.1304、金融財政事情研究会、1991年11月
- 河上 正二、「『契約の成立』をめぐる（一、二）」、『判例タイムズ』No.655、657、判例タイムズ社、1988年3月、4月
- 川口慎二・三木谷良一（編）、『テキストブック銀行論』、有斐閣、1986年
- 川越 憲治、「金融機関における独占禁止法コンプライアンス・プログラム作成への一指針」、『金融法務事情』No.1327、金融財政事情研究会、1992年7月
- 川田 悦男、「振込における被仕向銀行の措置と仕向銀行の責任」、『金融法務事情』No.1259、金融財政事情研究会、1990年7月
- 河本 一郎、『現代会社法<新訂第二版>』、商事法務研究会、1983年
- 、「企業と社会」、『企業・経営と法—現代企業法入門—』、上柳克郎・河本一郎（編）、有斐閣、1973年
- 神田 秀樹、「職業倫理とFiduciaryの基準」、『証券アナリストジャーナル』Vol.29、No.12、日本証券アナリスト協会、1991年12月
- 北原道貫・大黒 昭（編）、『銀行経営講座 第1巻（銀行経営）』、銀行研修社、1978年
- 金融制度研究会（編）、『普通銀行のあり方と銀行制度の改正』、金融財政事情研究会、1979年10月
- 金融法令研究会（編）、『新銀行法精義』、大蔵財務協会、1983年
- 國井 和郎、「銀行取引上の損害と銀行の責任（その1～その7）」、『金融法務事情』No.1140、No.1146、No.1153、No.1156、No.1166、No.1182、No.1185、金融財政事情研究会、1986年12月、1987年2月、4月、6月、9月、1988年3月、4月
- 黒瀬 雄三、「UNCITRALモデル・ローと外国送金実務」、『手形研究』No.472、経済法令研究会、1992年11月
- 後藤 新一、「銀行の公共性と信用秩序の維持（上、中、下）」、『財政詳報』No.1887～1889、財政詳報社、1992年6月、7月
- 後藤 紀一、「EFT取引の法的問題点と最近のイギリスおよび西ドイツの事情について」、『金融法務事情』No.1219、金融財政事情研究会、1989年4月
- 小林 直樹、「企業の『公共性』論（上・下）」、『ジュリスト』No.1011、No.1012、有斐閣、1992年11月
- 小山 嘉昭、『銀行法』、大蔵財務協会、1992年
- ゴレムベ、H・カーター、デイヴィッド・S・ホーランド、『アメリカの預金金融機関—変革期の金融制度—』、馬淵紀壽訳、金融財政事情研究会、1988年
- 酒巻 俊雄、『会社改正の理論と課題』、中央経済社、1982年
- 佐久間 豊、「取引先の経営破綻と融資銀行の責任」、『銀行実務』No.352、銀行研修社、1992年11月
- 実方 謙二、『独占禁止法と現代経済』、成文堂、1976年
- 、「銀行取引と独占禁止法」、鈴木祿弥・竹内昭夫（編）、『金融取引法体系第1巻』、有斐閣、1983年
- 、「銀行と独占禁止法」、『金融法務事情』No.1277、金融財政事情研究会、1991年2月
- 、「独占禁止法<新版>」、有斐閣、1992年
- 塩野 宏、『行政法I』、有斐閣、1991年

金融研究

- 資金洗浄に関する金融活動作業グループ（編）、「マネーロンダリング防止の作業グループ報告書（骨子）」、『金融財政事情』Vol.41、No.18、金融財政事情研究会、1990年5月
- 四宮 和夫、『信託法<新版>』、有斐閣、1989年
- 新庄 一郎、「薬物犯罪とマネー・ロンダリング規制」、『商事法務』No.1265、商事法務研究会、1991年11月
- 末川 博、『法と契約』、岩波書店、1970年
- 全国銀行協会連合会調査部（編）、『図説わが国の銀行』、全国銀行協会連合会、1991年4月
- 全国地方銀行協会・米国地域金融問題視察団（編）、『米国地域金融の現状』、全国地方銀行協会、1990年
- 曾野 和明、「国際振込に関する UNCITRAL モデル法—モデル法の採択に至った経緯とその意義」、『金融法研究』資料編（8）、金融法学会、1992年
- 高木多喜男他、『民法講義6（不法行為等）』、有斐閣、1977年
- 高木 仁、『アメリカの金融制度』、東洋経済新報社、1986年
- 瀧澤 建也、「麻薬犯罪組織に資金面からの打撃を」、『金融財政事情』Vol.41、No.18、金融財政事情研究会、1990年5月 a
- 、「マネー・ロンダリング対策の諸問題」、『金融法務事情』No.1255、金融財政事情研究会、1990年6月 b
- 龍田 節、「企業と責任」、『現代企業法講座第1巻（企業法総論）』、竹内昭夫・龍田 節（編）、東京大学出版会、1984年
- 竹内 昭夫、『会社法の理論Ⅲ』、有斐閣、1990年
- 田中 誠二、「会社の社会的役割についてのクラーク説と私見」、『商事法務』、No.1303、商事法務研究会、1992年11月
- 、「金融・証券不祥事の法的改善策の研究」、『金融・商事判例』、No.907、経済法令研究会、1993年1月
- 徳本 鎮・酒巻俊雄（編）、『金融事故の民事的責任』、一粒社、1981年
- 長尾 治助、「金融機関の担保適正評価義務」、『ジュリスト』No.994、有斐閣、1992年2月
- 中林哲太郎（編）、『新銀行実務講座 第15巻（銀行業界の諸問題）』、有斐閣、1968年
- 日本銀行調査局（編）、『日本金融史資料（昭和編<第13巻>）』、日本銀行調査局、1965年11月
- 根岸 哲、『規制産業の経済法研究 第1巻、第2巻』、成文堂、1984年、1986年
- 、『独占禁止法の基本問題』、有斐閣、1990年
- 、「金融・資本市場における独占禁止法の適用問題」、『公正取引』No.497、公正取引協会、1992年3月 a
- 、「独占禁止法と銀行経営」、『金融』No.548、全国銀行協会連合会、1992年11月 b
- 長谷川俊明、「金融自由化と独占禁止法 第1回～第24回」、『金融法務事情』No.1303～No.1327、金融財政事情研究会、1991年11月～92年7月
- 秦 光昭、「いわゆる融資義務違反と金融機関の責任」、『金融法務事情』No.1326、金融財政事情研究会、1992年7月
- 原田 尚彦、『行政法要論<全訂版>』、学陽書房、1984年3月
- 藤下 健、「国際振込に関するモデル法草案について」、『金融法務事情』No.1278、金融財政事情研究会、1991年2月
- 、「国際振込に関するモデル法についての審議（上、下）—国連国際商取引法委員会第24会期の報告—」、『金融法務事情』No.1301～No.1302、金融財政事情研究会、1991年10月
- 、「国際振込に関するモデル法についての審議—国連国際商取引法委員会第25会期の報告—」、『金融法務事情』No.1332、金融財政事情研究会、1992年9月
- 星野 英一、『民法概論Ⅲ（債権総論）』、良書普及会、1986年
- 、『民法概論Ⅳ（契約）』、良書普及会、1987年

金融機関の法的責任論の新展開

- 星野 英一 (編)、『民法講座 第6巻 (事務管理・不当利得・不法行為)』、有斐閣、1985年
- 堀 裕、「銀行取引と独禁法の適用についての一視点」、『NBL』No.512、商事法務研究会、1993年1月
- 堀内 昭義、『金融論』、東京大学出版会、1990年
- 前川 賢慈他、「銀行取引上の説明義務と法的責任(1)」、『銀行実務』No.338、銀行研修社、1992年4月
- 松田 政行、『コンピュータ・ビジネス・ロー』、商事法務研究会、1987年
- 松本 貞夫、「振込取引における仕向銀行と被仕向銀行との関係—高松高判平元・10・18に関連させて—」、
『金融法務事情』No.1272、金融財政事情研究会、1990年12月
- 松本 崇他、『銀行実務総合講座 第2巻 (貸出<上>)』、金融財政事情研究会、1980年
- 、「銀行と融資申込み者との間で融資契約が成立したとは認められないとされた事例」、『金融・商事判例』No.839、経済法令研究会、1990年4月
- 三木谷良一、「銀行の公共性と社会的責任」、『金融』No.633、全国銀行協会連合会、1992年3月
- 峯崎 二郎、「融資証明書を発行した銀行の責任」、『金融法務事情』No.1329、金融財政事情研究会、1992年8月
- 森下 忠、「マネー・ローンダリングについての一考察」、『ジュリスト』、No.949、有斐閣、1990年2月
- 森田 章、『現代企業の社会的責任』、商事法務研究会、1978年
- 山下 丈、「契約の締結強制」、『現代契約法体系 第1巻 (現代契約の法理(1))』、有斐閣、1983年
- 山下 友信、「銀行取引と免責約款の効力」、『金融法の課題と展望』、日本評論社、1990年
- 山田 卓生、「融資契約の不成立と貸主の責任」、『ジュリスト』No.982、有斐閣、1991年7月
- 山根 眞文、「融資者責任 (lender liability) について」、『財政詳報』No.1875、財政詳報社、1992年3月
- ヤング、ナンシー、ヴィクター・C・ブッシュル、「レンダー・ライアビリティ (融資者責任) とは何か (上、中、下)」、柏木昇訳、『NBL』No.479~481、商事法務研究会、1991年8月~10月
- 、「ウィリアム・デニス、「レンダー・ライアビリティ法理のその後の発展」、柏木昇訳、『NBL』No.507、商事法務研究会、1992年10月
- The Bureau of National Affairs, *Banking Report* Vol.58 No.16,18, Vol.59 No.6, Vol.60 No.4, April, May, August 1992, January 1993.
- Huber, K. Stephen, "The Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act of 1991," *The Banking Law Journal*, Vol.109, No.4, A Warren Gorham Lamont Publication, July-August 1992.
- Pollard, M. Alfred, Joseph G. Passaic, Jr., Keith H. Ellis, and Joseph P. Daly, *Banking Law in the United States*, Butterworth Legal Publishers, December 1987.
- Short, W. Lara, Robert G. Colvard, and John. T. Lee, "The Liability of Financial Institutions For Money Laundering," *The Banking Law Journal*, Vol.109, No.1, A Warren Gorham Lamont Publication, January-February 1992.